高等学校学習指導要領解説

看護編

平成 30 年 7 月

文 部 科 学 省

目 次

第1章 絲	&説 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第1節	改訂の経緯及び基本方針・・・・・・・・・1
	対訂の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 改	対訂の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2節	看護科改訂の趣旨及び要点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
1 看	賃護科改訂の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 🗗	対訂の要点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3節	看護科の目標・・・・・・・・・・・・・・・・11
第4節	看護科の内容構成・・・・・・・・・・・13
第2章 君	f護科の各科目 · · · · · · · · · · · · · · · 15
第1節	基礎看護 · · · · · · · · · · 15
第1	目標 · · · · · · · · · · · 15
第 2	内容とその取扱い・・・・・・・・15
第2節	人体の構造と機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
第1	目標 · · · · · · · · · 23
第2	内容とその取扱い・・・・・・・・・・・23
第3節	疾病の成り立ちと回復の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・27
第1	目標 · · · · · · · · · 27
第2	内容とその取扱い・・・・・・・・ 27
第4節	健康支援と社会保障制度・・・・・・・・・・36
第1	目標 · · · · · · · · 36
第2	内容とその取扱い・・・・・・・・・・36
第5節	成人看護 · · · · · · · · 40
第1	目標 · · · · · · · 40
第2	内容とその取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
第6節	老年看護 · · · · · · · · 48
第1	目標 · · · · · · · · · 48
第2	内容とその取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
第7節	小児看護 · · · · · · · · 55
第1	目標 … 55
第 2	内容とその取扱い・・・・・・・ 55
第8節	母性看護 · · · · · · · 61
第1	目標 · · · · · · · 61
第 2	内容とその取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61

第 9 節 精神看護67
第 1 目標67
第2 内容とその取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
第 10 節 在宅看護 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第1 目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第2 内容とその取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
第 11 節 看護の統合と実践・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
第 1 目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第2 内容とその取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
第 12 節 看護臨地実習 · · · · · · · · · · · · · · · · 84
第1 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
第2 内容とその取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
第 13 節 看護情報 · · · · · · · · · 91
第 1 目標91
第2 内容とその取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1節 指導計画の作成に当たっての配慮事項 · · · · · · · · · · · 96
1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
2 原則履修科目 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3 実験・実習に配当する授業時数の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
4 地域や産業界等との連携・交流・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
5 障害のある生徒などへの指導・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
第2節 内容の取扱いに当たっての配慮事項
1 言語活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
2 コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用・・・・・・・・・・・ 100
第3節 実験・実習の実施に当たっての配慮事項
第4節 総則に関する事項
1 道徳教育との関連(総則 第1款の2の(2)の2段目)・・・・・・・・・・・102
2 専門教科・科目の標準単位数(総則第2款3(1)ウ)・・・・・・・・・・・102
3 学校設定科目(総則第2款3(1)エ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
4 専門学科における各教科・科目の履修(総則第2款3(2)イ)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
5 職業教育を主とする専門学科における配慮事項(総則第2款3(7)ウ)・・・・・・ 105
6 職業に関する各教科・科目についての配慮事項(総則第2款3(7)エ)····· 106

第1章 総説

第1節 改訂の経緯及び基本方針

1 改訂の経緯

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

こうした変化の一つとして、進化した人工知能(AI)が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする IoT が広がるなど、Society5.0 とも呼ばれる新たな時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測もなされている。また、情報化やグローバル化が進展する社会においては、多様な事象が複雑さを増し、変化の先行きを見通すことが一層難しくなってきている。そうした予測困難な時代を迎える中で、選挙権年齢が引き下げられ、更に平成34(2022)年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつある。

このような時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

このことは、本来我が国の学校教育が大切にしてきたことであるものの、教師の世代交 代が進むと同時に、学校内における教師の世代間のバランスが変化し、教育に関わる様々 な経験や知見をどのように継承していくかが課題となり、子供たちを取り巻く環境の変化 により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにそ の実現を委ねることは困難になってきている。

こうした状況の下で、平成26年11月には、文部科学大臣から、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について中央教育審議会に諮問を行った。中央教育審議会においては、2年1か月にわたる審議の末、平成28年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(以下「平成28年12月の中央教育審議会答申」という。)を示した。

平成28年12月の中央教育審議会答申においては, "よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る"という目標を学校と社会が共有し,連携・協働しながら,新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し,学習指導要領等が,学校,家庭,地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」と

しての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するととも に、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュ ラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と,教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施,学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策) これを踏まえ、文部科学省においては、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校 学習指導要領及び中学校学習指導要領を、また、同年4月28日に特別支援学校幼稚部教育 要領及び小学部・中学部学習指導要領を公示した。

高等学校については、平成30年3月30日に、高等学校学習指導要領を公示するとともに、学校教育法施行規則の関係規定について改正を行ったところであり、今後、平成34(2022)年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒(単位制による課程にあっては、同日以降入学した生徒(学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。))から年次進行により段階的に適用することとしている。また、それに先立って、新学習指導要領に円滑に移行するための措置(移行措置)を実施することとしている。

2 改訂の基本方針

今回の改訂は平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

(1) 今回の改訂の基本的な考え方

- ① 教育基本法,学校教育法などを踏まえ,これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし,生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際,求められる資質・能力とは何かを社会と共有し,連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力,判断力,表現力等の育成とのバランスを重視する平成 21 年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で,知識の理解の質を 更に高め,確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな 心や健やかな体を育成すること。

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社

会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを発揮できるようにしていくことが必要とされた。また、汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等とをバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされた。

このため「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、ア「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」、イ「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた。

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために 学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教 材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標や内容を 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つ の柱で再整理した。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要である。

特に、高等学校教育については、大学入学者選抜や資格の在り方等の外部要因によって、その教育の在り方が規定されてしまい、目指すべき教育改革が進めにくいと指摘されてきたところであるが、今回の改訂は、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育の改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革という一体的な改革や、更に、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものである。改めて、高等学校学習指導要領の定めるところに従い、各高等学校において生徒が卒業までに身に付けるべきものとされる資質・能力を育成していくために、どのようにしてこれまでの授業の在り方を改善していくべきかを、各学校や教師が考える必要がある。

また、選挙権年齢及び成年年齢が 18 歳に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、高等学校においては、生徒一人一人に社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に重要となっている。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改

善(アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善)とは,我が国の優れた教育実践 に見られる普遍的な視点を学習指導要領に明確な形で規定したものである。

今回の改訂では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることを示した。

その際、以下の点に留意して取り組むことが重要である。

- ① 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、生徒に目指す資質・能力を 育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進 めるものであること。
- ② 各教科等において通常行われている学習活動(言語活動,観察・実験,問題解決的な学習など)の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ③ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、生徒が考える場面と教師が教える場面とをどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ④ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- ⑤ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、 確実な習得を図ることを重視すること。

(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力 (言語能力、情報活用能力 (情報モラルを含む。以下同じ。), 問題発見・解決能力等) や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。これらの取組の実現のためには、学校全体として、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

このため、総則において、「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目

標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと,教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと,教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して,教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努める」ことについて新たに示した。

(5) 教育内容の主な改善事項

このほか, 言語能力の確実な育成, 理数教育の充実, 伝統や文化に関する教育の充実, 道徳教育の充実, 外国語教育の充実, 職業教育の充実などについて, 総則や各教科・科目等において, その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

第2節 看護科改訂の趣旨及び要点

1 看護科改訂の趣旨

平成 28 年 12 月 21 日の中央教育審議会答申では、学習指導要領改訂の基本的な方向性、各教科等における改訂の具体的方向性などが示されている。このたびの高等学校商業科の改訂は、これらを踏まえて行ったものである。

中央教育審議会の答申の中で、職業に関する各教科・科目の改善については、次のように示された。

I 職業に関する各教科・科目

- (1) 現行学習指導要領の成果と課題を踏まえた産業教育の目標の在り方
- ①現行学習指導要領の成果と課題
- 農業,工業,商業,水産,家庭,看護,情報,福祉から成る職業に関する各教科(以下「職業に関する各教科」という。)においては,各教科の指導を通して,関連する職業に従事する上で必要な資質・能力を育み,社会や産業を支える人材を輩出してきたが,科学技術の進展,グローバル化,産業構造の変化等に伴い,必要とされる専門的な知識・技術も変化するとともに高度化しているため,これらへの対応が課題となっている。
- また、職業に関する各教科においては、専門的な知識・技術の定着を図るとともに、 多様な課題に対応できる課題解決能力を育成することが重要であり、地域や産業界と の連携の下、産業現場等における長期間の実習等の実践的な学習活動をより一層充実 させていくことが求められている。あわせて、職業学科に学んだ生徒の進路が多様で あることから、大学等との接続についても重要な課題となっている。
- ②課題を踏まえた産業教育の目標の在り方
- このような中,産業教育全体の目標の考え方については,産業界で必要とされる資質・能力を見据えて,三つの柱に沿って次のように整理することができる。

職業に関する各教科の「見方・考え方」を働かせた実践的・体験的な学習活動を通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ・ 各職業分野について(社会的意義や役割を含め)体系的・系統的に理解させるとともに、関連する技術を習得させる。
- ・ 各職業分野に関する課題(持続可能な社会の構築,グローバル化・少子高齢化への対応等)を発見し,職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を育成する。
- ・ 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学 び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を育成する。
- これらを構成する要素のうち、例えば、「倫理観」や「合理的」等は、従来、学習指 導要領において明示してきた重要な要素である。一方で、「職業人として必要な豊かな

人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学ぶ」、「社会貢献」、「協働的に取り組む」は、社会や産業における新たな課題の解決に向けて多くの人と協力して挑戦し粘り強く学び続けることや、広い視野でよりよい社会の構築に取り組むことが重要であることから明示した。

- ③産業教育における「見方・考え方」
- また,産業教育の特質に応じた「見方・考え方」については,教科ならでは物事を捉える視点や考え方であり,三つの柱で整理していく資質・能力を育むため,各教科に関連する職業を踏まえて検討を行った。

その結果、社会や産業に関する事象を、職業に関する各教科の本質に根ざした視点で捉え、人々の健康の保持増進や快適な生活の実現、社会の発展に寄与する生産物や製品、サービスの創造や質の向上等と関連付けることなどに整理することができる。

- 各教科の目標や「見方・考え方」については、前述の産業教育全体の目標の考え方や 「見方・考え方」を踏まえ、各産業の特質に応じて整理することが必要である。
- (2) 具体的な改善事項
- ①教育課程の示し方の改善
- i) 資質・能力を育成する学びの過程についての考え方
- 前述の三つの柱に沿った資質・能力を育成するためには、産業教育において従前から 実施されている具体的な課題を踏まえた課題解決的な学習の充実が求められる。
- このような学習については、解決すべき職業に関する課題を把握する「課題の発見」、関係する情報を収集して予想し仮説を立てる「課題解決の方向性の検討」、「計画の立案」、計画に基づき解決策を実践する「計画の実施」、結果を基に計画を検証する「振り返り」、といった過程に整理することができる。この過程においては、例えば、「課題の発見」では、学びに向かう力や人間性として、よりよい社会の構築に向け課題を発見しようとする態度が、「計画の実施」では、思考力・判断力・表現力として、専門的な知識・技術を活用する力が育まれることが想定される。(別添15・4を参照)
- ここで整理した過程はあくまでも例示であり、各過程を行き来して学習活動が行われるものであることに留意する必要があるが、これらの過程において、先述した三つの柱に基づき整理した資質・能力の育成を図ることができる。
- ii) 科目構成の構造
- 今回の改訂においては、産業教育で育成する資質・能力を踏まえ、各教科で指導すべき共通の内容を整理し、これを各教科共通の基礎的・基本的な内容として各教科の原則履修科目などの基礎的科目において扱うことが求められる。
- また,産業教育に関する各教科の科目構成については,基礎的科目において各教科に関する基礎的・基本的な内容を理解させ,それを基盤として専門的な学習につなげ,「課題研究」等で更に専門的な知識・技術の深化,総合化を図るという現行の考え方を継続し、改訂を進めることが必要である。
- ②教育内容の改善・充実

- 今回の改訂においては、前述のような資質・能力の育成を前提に、社会や産業の変化の状況等や学校における指導の実情を踏まえて、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応についての視点から改善を図ることが求められる。また、こうした社会や産業の変化の状況等に対応する観点からも、経営等に関する指導についてはより重要となっており、例えば、農林水産業などの各産業においては、経営感覚に優れた次世代の人材の育成に向けた指導の充実などが求められる。
- ③学習・指導の改善充実や教育環境の充実等
- i)「主体的・対話的で深い学び」の実現
- 産業教育においては、企業等と連携した商品開発、地域での販売実習、高度熟練技能者による指導など、地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的、体験的な学習活動を重視してきた。

(「主体的な学び」の視点)

・ 企業等での高度な技術等に触れる体験は、キャリア形成を見据えて生徒の学ぶ意欲を高める「主体的な学び」につながるものである。

(「対話的な学び」の視点)

・ 産業界関係者等との対話,生徒同士の協議等は,自らの考えを広げ深める「対話的な学び」につながるものである。

(「深い学び」の視点)

- ・また、社会や産業の具体的な課題に取り組むに当たっては、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、よりよい製品の製造やサービスの創造等を目指すといった「深い学び」につなげていくことが重要である。「深い学び」を実現する上では、課題の解決を図る学習や臨床の場で実践を行う「課題研究」等の果たす役割が大きい。
- これらの学びを実現するためには、地域や産業界等との連携が重要であり、産業教育においては、今後とも地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的、体験的な学習活動を充実し、アクティブ・ラーニングの三つの視点から、これらの学習活動を再確認しながら、不断の授業改善に取り組むことが求められる。
- ii) 教育環境の充実

(産業界等との連携)

○ 地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的、体験的な学習活動は、アクティブ・ラーニングの三つの視点を踏まえた学びを実現する上でも重要なものであることから、地域や産業界等との連携がより一層求められる。このような連携を促進するためには、各地域の産業教育振興会等と協力して、定期的に学校と産業界等が情報交換を行うとともに、教育委員会、地方公共団体の関係部局、経済団体等が協力し、インターンシップの受入れや外部講師の派遣の調整を行うなどといった取組も期待される。

また,(2)①ii)で述べた職業に関する各教科で指導すべき共通の内容については,より充実した指導を行うため,例えば,関係の団体に働き掛け,校長会等の協力を得

ながら副教材を作成することなど、各学校の取組を支援することが期待される。 (中学校や大学等との接続)

- 研修を通じて中学校の教員が職業の多様性や専門高校について理解を深めること や、産業教育フェア等の取組によって、中学生の主体的な進路選択に資するよう、専 門高校での学習に対する理解・関心を高めることも求められる。
- 現在実施されている大学入学者選抜は、共通教科を中心としていることが多いため、 アドミッション・ポリシー等に応じ、専門高校での学びを積極的に評価できる入学者 選抜の実施の拡大が望まれる。また、農業大学校や職業能力開発大学校などの省庁系 大学校等との連携・協力の促進等も求められる。

(教員研修等の充実)

○ 教員の資質・能力を向上させるための研修の機会等の充実,大学が教育委員会等と連携した教員養成課程の充実,実務経験が豊富な社会人の活用が求められる。

(実験・実習の環境整備)

○ 計画的な施設・設備の改善・充実・更新、生産や販売実習等の学習活動を円滑に実施するための地方公共団体における関係する財務規則等の整理などの環境整備が求められる。

また,看護科に関しては,次のように示された。

- I 職業に関する各教科・科目
- (2) 具体的な改善事項
- ②教育内容の改善・充実
- 資質・能力の育成に向けた職業に関する各教科の教育内容については,次の方向で改善・充実を図る。

〔看護〕

- 少子高齢化の進行,入院期間の短縮,在宅医療の拡大などを踏まえ,看護を通して, 地域や社会の保健医療福祉を支え,人々の健康の保持増進に寄与する職業人を育成す るため、次のような改善・充実を図る。
 - ・ 多職種と連携・協働し、多様な生活の場にいる人々の看護について、専門性の高い 実践力を養う学習の充実
 - ・ 医療安全に関する学習の充実
 - ・ 各領域における倫理的課題に関する学習の充実

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

高等学校における看護教育としての基本的なねらいに変更はないが、教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考

力,判断力,表現力等」を,(3)には「学びに向かう力,人間性等」を示した。

(2) 内容の改善

今回の改訂では、専門教科に属する全ての科目の「2. 内容」においては〔指導項目〕として「(1)、(2)」などの大項目や「ア. イ」などの小項目を示すこととし、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」と示した。これは、〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、専門教科は学科や課程を問わず、様々な履修の形があり、学習内容の程度にも幅があることから、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

第3節 看護科の目標

教科の目標は、次のとおりである。

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、 看護を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進に寄与する 職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 看護に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。
- 1 「看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成する。」について

看護の見方・考え方とは、健康に関する事象を当事者の考えや状況、疾患や障害とその治療等が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な看護を関連付けることを意味している。

2 「(1) 看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を 身に付けるようにする。」について

看護について実践的・体験的な学習活動を通して、基礎的な内容、領域別の内容、統合的な内容を段階的に理解し関連付け、統合化を図るとともに、関連する技術についても同様に身に付け、適切に活用できるようにすることを意味している。

3 「(2) 看護に関する課題を発見し,職業人に求められる倫理観を踏まえ合 理的かつ創造的に解決する力を養う。」について

看護に関する課題とは、対象に応じた個別の課題や看護業務における組織的な課題等を指し、それらの課題を発見する力を養うとともに、課題の解決に当たっては、(3)で養う職業人としての態度をもって、倫理原則、科学的根拠、優先順位、社会資源の活用、多様な価値観の尊重、意思決定支援等の視点を踏まえた解決方法について創造的に思考、判断、表現する力を養うことを意味している。

4 「(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目

指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。」について

看護教育においては、看護職者として生命の尊重、人権の擁護を基盤とした望ましい看護観及び倫理観を養い、常に自覚と責任を持って行動する態度を育成するとともに、多様な人々と信頼関係を構築し援助を行う看護職者には豊かな人間性の育成が重要であることを示している。また、この豊かな人間性をもとに看護の専門職業人として、人々の健康の保持増進やよりよい社会の構築のために主体的かつ協働的に役割を果たす態度を養うことを意味している。

第4節 看護科の内容構成

1 科目構成

看護科の科目は、次の表に示すとおりである。

科目(改訂)	科目(改訂前)	備考
基礎看護	基礎看護	
人体の構造と機能	人体と看護	名称変更
疾病の成り立ちと回復の促進	疾病と看護	名称変更
健康支援と社会保障制度	生活と看護	名称変更
成人看護	成人看護	
老年看護	老年看護	
小児看護	精神看護	
母性看護	在宅看護	
精神看護	母性看護	
在宅看護	小児看護	
看護の統合と実践	看護の統合と実践	
看護臨地実習	看護臨地実習	
看護情報	看護情報活用	名称変更
13 科目	13 科目	

科目の構成については、改訂前と同じ13科目である。

なお、看護科については、改訂前と同様「課題研究」を設けていない。これは、看護に関する学科においては、職業資格取得との関連で必須とされる専門科目の履修単位が多いことなどを考慮したためである。しかしながら、「課題研究」のねらいとする課題解決の能力や創造性を育てることは看護教育においても大切なことであり、「看護臨地実習」の目標として「(2)臨地における看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて解決策を探究し、合理的かつ創造的に解決する力を養う。」と明示するとともに、「生徒が主体的に看護に関する課題を設定し、問題解決を図る学習を行う」よう配慮することとしている。また、必要があれば、「課題研究」を「学校設定科目」として設けることもできる。

2 科目の名称変更

看護に関する専門分野の学習の基礎となる科目について、指導項目を以下のように整理し、「人体と看護」を「人体の構造と機能」に、「疾病と看護」を「疾病の成り立ちと回復の促進」に、「生活と看護」を「健康支援と社会保障制度」に変更した。

「人体の構造と機能」-(1)解剖生理,(2)栄養

「疾病の成り立ちと回復の促進」-(1)疾病の原因と生体の回復,(2)基本的な病因,

- (3)疾病の診断過程と治療, (4)各機能の障害,
- (5)疾病と薬物

「健康支援と社会保障制度」-(1)公衆衛生,(2)社会保障制度

また、「看護情報活用」については、看護の実践に必要な情報と情報技術に関する資質・ 能力の育成について内容を充実し、「看護情報」に変更した。

第2章 看護科の各科目

第1節 基礎看護

この科目は、看護の本質の理解を基に、看護の実践の基盤となる資質・能力を育成するものであり、看護に関する学科では、原則として全ての生徒が履修する科目である。今回の改訂では、指導項目の(3)日常生活の援助と(4)診療に伴う援助の前に、(2)看護の共通技術を位置付け、学習内容を整理するなどの改善を図った。

第1 目標

1 目 標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、 看護の基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する基礎的な技術を身に付けるようにする。
- (2) 看護に関する基礎的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 基礎看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、日常生活の援助及び診療に伴う援助における看護の課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、看護の基本となる概念を理解した上で、日常生活の援助及び診療に伴う援助に関する知識と技術を習得するとともに、習得した知識と技術を適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、看護の社会的な役割や機能とそれに伴う責任を歴史的な経緯を含めて理解するとともに、実践的・体験的な学習活動を通して、看護の共通技術を基に基礎的な援助に関する知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、援助を必要とする身近な事例を取り上げ、看護の職業倫理を踏まえて生活者の安全・安楽や生活の質の向上の視点から援助を考察するとともに、実施する援助の科学的根拠を明確にして問題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、看護の本質の理解を基に望ましい看護観や職業観、倫理観を育み、人間愛を基盤とする豊かな人間性をもって、人々の健康の保持増進のためによりよい看護を目指し、主体的かつ協働的に看護の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1) 看護の本質、

(2) 看護の共通技術, (3) 日常生活の援助, (4) 診療に伴う援助の四つの指導項目で, 8~11 単位程度履修されることを想定して, 内容を構成している。また, 内容を取扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(1)については、望ましい看護観や職業観及び看護職に求められる倫理観を育成すること。

看護の専門職として、変化する社会においても看護の本質の理解の下、常に倫理的なあり方を考え、行動できるよう、身近な事例を取り上げて考察し協議を行う学習活動を通して、倫理的感受性を高めることが重要である。併せて、治療や療養の場の選択の際の意思決定の支援や医療事故などの事例についても協議や討論を行い、多様な視点から分析し、自分の考えをもつことができるようにすることが看護観や職業観及び倫理観の育成には重要である。

イ [指導項目]の(2)から(4)までについては、身近な事例を取り上げて演習などを行い、知識と技術の統合化を図るとともに、科学的根拠を踏まえた安全で安楽な援助について考察できるよう工夫すること。

対象に応じた援助については、演習などの学習活動を通して、援助の必要性及び援助方法の科学的根拠を個人で考察した後、集団での協議を経て、計画・実施・振り返りを行い、 多様かつ創造的な考えをもつことができるようにすることが重要である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 看護の本質
 - ア 看護の意義
 - イ 看護の役割と機能
 - ウ 看護の対象
 - エ 協働する専門職
 - オ 看護における倫理

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)については,人間理解を基盤とする看護の基本的な概念,保健・ 医療・福祉における看護の役割及び看護職としての使命と責任について扱うこと。

(1) 看護の本質

ここでは、看護の基本となる概念の学習を通して、看護の普遍的な意義を踏まえた 上で、社会の変化に対応する役割や機能、看護の対象となる人々、共に働く人々、社 会や医療における倫理、看護の職業倫理について、総合的に理解を深め、望ましい看 護観・職業観を育むことをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 看護の本質について理解すること。
- ② 看護の本質に関わる課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 看護の本質を深く理解するために自ら学び、人々の健康の保持増進を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 看護の意義

看護は人間愛を源とする豊かな人間性と職業倫理並びに科学的な知識に基づき, 人々を援助する専門職であることを踏まえ,看護の起源と変遷について学習することを通して現代の看護についての認識を深め,看護の向上に寄与する態度を育てる。

イ 看護の役割と機能

看護を実践するためには、対象となる人々との信頼関係の構築が重要であり、この関係を基に必要な援助を行うことを踏まえ、自己管理を目指した当事者への支援や保健医療福祉の連携による協働関係について事例を取り上げて扱う。また、人々の健康の保持増進、疾病の予防や早期発見、診療に伴う援助、回復の促進、穏やかな死への援助を看護の普遍的な機能として扱うとともに、在宅療養の拡大により、地域における活動が広まっていること及び地域における看護職者間の連携と協働を通して行う看護の継続性についても事例を取り上げて扱う。併せて、看護職の法的責任と任務について実際の看護活動と関連付けた学習活動を取り入れる。

ウ 看護の対象

看護を行う場合は、看護の対象を全人的に把握する必要があることを踏まえ、生活者である人間を身体的・精神的・社会的側面をもつ統一体として理解できるよう、事例を取り上げて考察する学習活動を行う。また、看護は、あらゆる年齢層の様々な健康レベルにある人を対象とすることから、人間に共通する特性である基本的欲求や成長・発達の過程についても扱う。世界保健機関(WHO:World Health Organization)による健康の定義をはじめ、多様な健康観があること及び健康観は時代や文化に影響されることなどについても実例を挙げて扱う。

エ 協働する専門職

看護は保健医療福祉の幅広い分野で多くの専門職と協働して活動することを踏ま え,各々の分野で働く専門職とその役割,活動について扱う。また,地域において, 人々の療養を支える保健医療福祉の多職種間のチームによる連携・協働と看護の継 続についても実例を取り上げて学習を行う。

オ 看護における倫理

人間の基本的人権や権利擁護並びに看護の職業倫理に関する学習を通して、人間

尊重の精神と生命に対する畏敬の念に根ざした人間観,看護観を育てるとともに,人々の主体的な意思決定の支援やクオリティー・オブ・ライフを重視した看護の重要性について具体例の考察を行い認識を深める。また,高度医療における看護職としての使命や生命倫理の問題についても自分の考えをもつことができるよう工夫する。

[指導項目]

- (2) 看護の共通技術
 - ア コミュニケーション
 - イ 感染予防
 - ウ 安全管理
 - エ フィジカルアセスメント
 - 才 看護過程

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2) については、看護の対象となる人々との信頼関係の重要性、感染対策としての標準予防策、医療安全対策として転倒・転落及び誤薬の防止などを扱うこと。また、看護を計画的に実施し評価する一連の過程を扱うこと。

(2) 看護の共通技術

ここでは、看護の共通技術についての学習を通して、対象となる人々との信頼関係や 安全確保、人々の抱える健康問題の把握と看護の実際について基礎的な知識と技術を習 得し、活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 看護の共通技術について理解するとともに身に付けること。
- ② 看護の共通技術について基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 看護の共通技術について自ら学び、対象に応じて実際の看護を適切かつ安全に展開できるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア コミュニケーション

信頼関係を構築し、よりよい人間関係を保つことが看護を実践するための基盤となることの理解を基に、コミュニケーションに関する基礎的な知識と技術を実践的・体験的に活用する学習活動を取り入れる。

イ 感染予防

生体の防御機構と感染についての学習に基づいて、感染予防の原則を理解するとと もに、感染対策の基本的な考え方としてのスタンダードプリコーション及び感染予防 における看護者の役割を扱う。また、滅菌・消毒の違い及び感染経路を遮断する方法 (手洗い,消毒,無菌操作等)について実践的・体験的な学習活動を取り入れる。

ウ 安全管理

看護職は人々の生命と安全を守ることが職務であり、転倒・転落や誤薬を含む多様な事故を防止するため、事例を取り上げた演習などを通して、状況に応じた危険を予測し、生活環境の安全を図る学習活動を取り入れる。また、起こりやすい事故事例と関係法規を取り上げ、看護師の法的責任について意識付けるとともに、事故の発生原因や防止に関する事例分析、再発防止・未然防止等についても扱い、安全管理について考察する学習活動を取り入れる。

エ フィジカルアセスメント

体温,循環,呼吸の生理的な仕組みに関する学習を基に,バイタルサインから得られる健康状態についての情報の重要性及びバイタルサインに影響を与える因子を扱う。加えて,身体診査の基本的な技術(問診・打診・視診・触診など)を取り上げ,フィジカルアセスメントに関する実践的・体験的演習を取り入れる。

才 看護過程

看護の実践においては、看護の一連の過程に沿って看護上の問題を解決することが 重要であることを踏まえ、事例を取り上げ対象の状態を科学的な視点で観察し、情報 を総合的に把握して看護の必要性を判断し、解決すべき看護上の問題点を明確化する 学習活動を取り入れる。さらに、援助方法を検討して対策を立て、実施し、その結果 を評価するという段階も取り上げ、対象の状態の変化に応じて継続的に看護を行う必 要について考察する学習活動を行い、問題解決のための基礎的な思考力を養う。また、 看護問題の解決はチームで行うため、チームで情報を共有する方法(記録・報告)及び 情報の管理方法とその技術についても実践的・体験的な学習活動を取り入れる。併せ て、問題解決の過程においては、対象が自己管理を目指して、疾患や服薬・処置に関 連する知識と技術を円滑に習得できるよう支援する方法や工夫についても扱う。

[指導項目]

- (3) 日常生活の援助
 - ア 日常生活の理解
 - イ 環境調整
 - ウ 食事と栄養
 - エ 排泄
 - オ 活動と運動
 - カ 休息と睡眠
 - キ 清潔と衣生活

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については,対象者の状態に応じた日常生活の援助の基礎的な

知識と技術を扱うこと。

(3) 日常生活の援助

ここでは、日常生活が健康や成長・発達に大きく関わりをもつことを踏まえ、人々の 状態に応じて、健康の回復及び日常生活の自立に役立つように日常生活の援助を行うた めの基礎的な知識と技術を習得し、活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 日常生活の援助について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 日常生活の援助について基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 日常生活の援助について自ら学び、人々が自立した生活を送れるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 日常生活の理解

日常生活行動は人間の基本的欲求に基づいており、日々の生活の積み重ねが、成長・発達の過程でもある。そのため日常生活の援助を行うに当たっては、援助の必要性について科学的に考え、安全と安楽に配慮し生活習慣を整えるとともに、対象の状態に応じて日常生活行動の自立に向けた援助を行うことの重要性について事例を取り上げて扱う。健康にかかわる日常生活行動として、食事・排泄などの生命維持に関連の深いものから、コミュニケーション・環境調整などの社会生活に関連の深いものまであるが、いずれも人間の生理機能や心理的・社会的な側面と相互作用があることを考察する学習活動を取り入れる。

イ 環境調整

人々の健康にとって望ましい環境条件及び環境条件が健康に及ぼす影響を踏まえ、 療養の場に応じて生活環境を整える事例を取り上げ、人々を取り巻く人間関係の調整 についても扱う。

ウ 食事と栄養

食欲、咀嚼、嚥下、消化・吸収などの生理に関する学習を基に、食事の意味とともに、食事に影響を及ぼす心身の状態や環境条件等について、事例を挙げて扱う。食事の種類や主な治療食、摂取方法についての理解に基づき、状態に応じて、安全と安楽に配慮した食事の援助に関する演習などを通じて、考察する学習活動を取り入れる。なお、栄養については、「人体の構造と機能」の〔指導項目〕の「(2) 栄養」との関連を図って扱う。

工排泄

排泄の生理に関する学習を基に、排泄に影響を及ぼす因子について扱う。また、援助を行うに当たってはプライバシーや羞恥心への配慮の重要性を踏まえ、排泄の援助を行う場合の望ましい対応について考察する学習活動を取り入れる。排泄障害については、その発生原因について扱うとともに、障害の程度に応じた援助について扱う。

オ 活動と運動

活動や運動が健康に及ぼす影響,姿勢・体位の種類と生理的な特徴,ボディメカニクスの原理について扱うとともに,疾病・障害や治療により,活動が制限される対象の心身の苦痛と障害に関する事例を取り上げ,安楽な体位と良肢位の保持,体位変換,移動と移送,制限内で活動と運動を促す援助の方法と効果について扱う。

カ 休息と睡眠

休息の意義,睡眠の生理とリズム,健康を保つための睡眠と活動のバランス,睡眠に影響を及ぼす心身の状態や環境因子について扱うとともに,睡眠の習慣を妨げる因子や不眠が健康に及ぼす影響及び休息と睡眠を促す援助について考察する学習活動を取り入れる。

キ 清潔と衣生活

皮膚の構造と生理についての学習を基に、身体の清潔と健康との関連や清潔の意義と清潔保持の必要性を扱うとともに、清潔行動や習慣に影響を及ぼす心身の状態や環境因子及び清潔の援助について、演習等を通じて考察する学習活動を取り入れる。また、衣服と健康の関わり及び対象に応じた衣服の選択の条件と交換の必要性を扱うとともに、対象の状態に応じた衣服の着脱方法に関する演習を行い、考察する学習活動を取り入れる。

〔指導項目〕

- (4) 診療に伴う援助
 - ア 呼吸・循環・体温調整
 - イ 与薬
 - ウ 創傷管理
 - エ 診察・検査・処置
 - 才 救命救急処置
 - カ 終末時のケア

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目]の(4)については、診療に伴う援助の基礎的な知識と技術を扱うこと。 オについては、トリアージを含む災害直後の支援に関する基礎的な知識と技術につい ても扱うこと。

(4) 診療に伴う援助

ここでは、診療に伴う苦痛や不安を軽減し、診療が正確かつ円滑に行われるための看護者の役割に関する理解の基、診療を受ける人々の援助に関する基礎的な知識と技術を習得し、適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 診療に伴う援助について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 診療に伴う援助について基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 診療に伴う援助について自ら学び、対象の安全・安楽を守り、救命や回復の促進、 穏やかな最期を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 呼吸・循環・体温調整

イ 与薬

医師の処方から与薬後の観察・評価までの一連の与薬の過程と看護者の役割について扱うとともに、内服薬の与え方、外用薬の用い方、注射法、並びに安全で正確な与薬方法と薬物の管理や取扱いについて演習等を行い考察する。注射法については、無菌操作についての理解を基に扱う。

ウ 創傷管理

創傷の治癒過程及び褥瘡の発生要因や誘因、好発部位を扱うとともに、創傷の治癒 の促進及び褥瘡の予防に関する援助について、演習等を通して考察する学習活動を取 り入れる。

エ 診察・検査・処置

診断の過程における診察・検査・処置の意義及び対象の心理について扱うとともに、 看護者の役割として診察介助、身体各部の計測、主な検査・処置の介助について取り 上げる。また、主な医療機器の種類や特徴を踏まえ、医療機器を装着している人の安 全・安楽を守るための継続的な観察と異常の早期発見・対処とその重要性について扱 う。診断と検査の概要については「疾病の成り立ちと回復の促進」の内容の「(3) 疾 病の診断過程と治療」との関連を図って扱う。

才 救命救急処置

救命救急処置の意義及び救命救急処置における看護者の役割を踏まえ、急変者とその家族の心理面に対する配慮の重要性について事例を用いて扱う。また、心停止・呼吸停止・溺水・急性中毒などの場合の一次救命処置の方法、出血・熱傷・骨折・捻挫・脱臼などの外傷の手当て及び傷病者の移送について演習などを行い、考察する学習活動を取り入れる。

カ 終末時のケア

深い人間理解を基に、終末期を迎える人と家族の関わりの重要性とともに、終末時 特有の生理的変化とケア、死後のケア、遺族への関わりやグリーフケアについて事例 を取り上げ、考察する学習活動を取り入れる。

第2節 人体の構造と機能

この科目は、人体の構造と機能の基礎的な内容について理解し、看護の実践に適切に活用する資質・能力を育成するものであり、「基礎看護」と関連付けて学習することが重要であり、「疾病の成り立ちと回復の促進」、「成人看護」、「老年看護」、「小児看護」、「母性看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「看護の統合と実践」、「看護臨地実習」を学習する基盤となるものである。今回の改訂では、科目名を学習内容に合わせて改称し、学習内容を整理するなどの改善を図った。

第1 目標

1 目 標

看護の見方・考え方を働かせ、人体の構造と機能に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人体の構造と機能について体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 人体の構造と機能に関連する生活行動や健康の基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 人体の構造と機能について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、人体の構造と機能に関する解剖生理学、栄養学の基礎的な知識を習得し、習得した知識を看護実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。 目標の(1)は、人々の健康について考える科学的視点の一つとして、解剖生理学と栄養学の基礎的事項を人間の生活行動と関連付けて理解することによって、生活者である人間の健康状態を観察する知識を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、人々の生活行動に関連する基本的な健康課題を発見し、人体の機能と構造の視点から捉え、看護の職業倫理を踏まえて、解決する力を養うことを意味している。目標の(3)は、人々の健康の保持増進のために、人体の構造と機能の内容を活用する実践的・体験的な学習活動を通して、主体的かつ協働的に看護の実践に取り組む態度を養

第2 内容とその取扱い

うことを意味している。

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1) 解剖生理、(2) 栄養の二つの指導項目で、 $3\sim7$ 単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 日常生活の食事、排泄、活動と運動、休息と睡眠などと関連付けて理解できるよう

工夫すること。

人間の健康状態をアセスメントする基盤となる資質・能力を育成するため、日常生活において人体の構造と機能がどのように働き、生活行動が人体の機能にどのように作用しているか、相互の関連に着目した学習を行うことが重要である。また、これらの理解を深めるため、実験などの学習活動や視聴覚教材等を活用し、人体の構造と機能を具体的に可視化し、「基礎看護」や「疾病の成り立ちと回復の促進」とも関連させ、疾病の予防や早期発見、健康の保持増進に関する考察に発展させていくことが大切である。

イ 「指導項目〕の(1)については、学科の特色に応じて、その概要を扱う程度とすることができること。

資格取得を目的としない学科の場合は、その概要を扱う程度とすることができる。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 解剖生理
 - ア 人体の構成
 - イ 器官系の構造と機能
 - ウ 生体の恒常性
 - エ 生体の防御機構

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1) については、人体の構造と機能を生活行動や健康の保持と関連 付けて扱うこと。

(1) 解剖生理

ここでは、人体の仕組みについて構造及び機能の調節のメカニズムなどの知識を習得するとともに、それらを生活行動や健康と関連付けて理解し、健康状態をアセスメントする科学的根拠の一つとして活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 解剖生理について理解すること。
- ② 解剖生理と生活行動を関連付け、健康に<mark>関わる</mark>基本的課題を発見し、**看護の職業倫理を踏まえて解決策を見いだすこと**。
- ③ 解剖生理について自ら学び、健康の保持増進を目指す看護への活用に主体的かつ協

働的に取り組むこと。

ア 人体の構成

人体を構成する炭素や水素などの原子,遺伝情報を保存する DNA などの分子,人体の構造の基本となる細胞,組織,器官,各々の成り立ち,人体各部の名称,機能について扱う。

イ 器官系の構造と機能

器官の集合体としての器官系について、各々の器官系の構造と機能を取り上げるとともに、各機能と生活行動を関連付けて考え、相互に与える影響について考察する学習を取り入れる。器官系は、一例として次のように整理することができる。

脳・神経系

• 運動器系

• 感覚器系

• 循環器系

・呼吸器系

・消化器系

• 代謝系

• 泌尿器系

• 内分泌系

• 生殖器系

ウ 生体の恒常性

生体が自らを守る恒常性の仕組みについて、体温、血圧、免疫、体液と血液の性状などの視点から捉え、これらの内部環境を一定の状態に維持するための自律神経系、内分泌系、免疫系の相互作用を扱うとともに、生体の恒常性と健康との関連について考察する学習を取り入れる。

エ 生体の防御機構

生体が自らを守る防御機構の仕組みについて,非特異的防御機構と特異的防御機構, 生体防御に関わる主な血液成分,抗原と抗体,液性免疫と細胞性免疫,自然免疫と獲 得免疫,アレルギーの概要を扱うとともに,生体の防御機構と健康との関連について 考察する学習を取り入れる。

[指導項目]

(2) 栄養

ア 栄養素の働き

- イ 栄養素と代謝
- ウ 食生活と健康
- エ ライフステージと栄養
- オ 病態と栄養

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、健康の保持増進のための栄養の生理、食習慣と健 康及び食事療法の基礎的な内容を扱うこと。

(2) 栄養

ここでは、生命を維持し、健康を保持するために必要な栄養について、体内での働きや代謝、食生活と健康との関連、ライフステージや病態に応じた食事に関する基礎的な知識を習得するとともに、多様な人々の望ましい栄養摂取並びに食習慣等を考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- 栄養について理解すること。
- ② 健康に関わる栄養並びに食生活の基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 栄養について自ら学び、栄養の視点から人々の健康保持を目指す看護への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 栄養素の働き

食品に含まれる主な栄養素として糖質、脂質、タンパク質、ミネラル、ビタミンを 取り上げ、各栄養素の体内での働きを扱う。食品成分表を活用し、食品群に分類し、 含まれる栄養素の特徴を扱う。併せて、食生活の現状と課題について、「食生活指針」 等を取り上げ、考察する学習活動等を取り入れる。また、健康の保持増進に役立つ機 能をもつ食品として、特定保健用食品、栄養機能食品の概要及び表示についても扱う。

イ 栄養素と代謝

食物の消化・吸収、排泄にいたる人体の生理機能に関する学習を基に、健康の保持に欠かせない栄養素の代謝の概要を扱う。エネルギー代謝は、摂取エネルギーと消費エネルギー(基礎代謝、特異動的作用、活動代謝等)のバランスを重視して扱う。また、「日本人の食事摂取基準」(厚生労働省策定)を取り上げ、エネルギーと各栄養素の過不足が健康に与える影響を扱う。さらに、対象となる個人または集団の栄養状態をアセスメントできるよう評価方法についても取り上げる。

ウ 食生活と健康

日々の食生活が健康に与える影響について、必要な栄養素の種類や基準量、作業量に応じた摂取カロリー、栄養素やカロリーの過不足が引き起こす健康への影響などの視点から扱う。また、食習慣を含む食生活は精神的・社会的因子の影響も大きいことから、具体例を取り上げて生活者の食生活と健康を統合的に把握し考察する学習活動を取り入れる。

エ ライフステージと栄養

人体に必要な栄養は成長・発達、妊娠等によって異なるので、各ライフステージの身体的・生理的特徴を踏まえ、必要な栄養について扱う。また、各ライフステージの食生活で起こりやすい問題については事例を挙げながらその対処法を考察する学習活動を取りいれる。

オ 病態と栄養

疾病や障害によってエネルギーや栄養素の調節,消化管の保護等が必要な場合の栄養について,病院食の概要及び食事療法の基礎的内容を扱う。

第3節 疾病の成り立ちと回復の促進

この科目は、疾病の成り立ちと回復の促進について理解し、看護の実践に適切に活用する資質・能力を育成するものであり、「人体の構造と機能」の学習を基盤とし、「基礎看護」、「成人看護」、「老年看護」、「小児看護」、「母性看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「看護の統合と実践」及び「看護臨地実習」と関連付けて学習することが重要である。今回の改訂では、科目名を学習内容に合わせて改称し、学習内容を整理するなどの改善を図った。

第1 目標

1 目 標

看護の見方・考え方を働かせ、疾病の成り立ちと回復の促進に関する実践的・体験 的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり 育成することを目指す。

- (1) 疾病の成り立ちと回復の促進について体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 疾病の成り立ちと回復の促進に関する基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 疾病の成り立ちと回復の促進について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、多様な人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、疾病の成り立ちと回復の促進に関する病理病態学と薬理学の基礎的な 知識を習得し、習得した知識を看護の実践に適切に活用できるようにすることをねらい としている。

目標の(1)は、人々の健康状況と疾病の予防や早期発見、回復の促進について考える科学的視点の一つとして、病理病態学や薬理学の基礎的事項を人間の生活行動と関連付けて理解することによって、生活者である人間の健康状態を観察する知識を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、疾病の成り立ちや回復の促進に関する基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえ、疾病の予防や早期発見、回復の促進に向けて解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、人々の健康の保持増進のために、疾病の成り立ちと回復の促進の内容を活用する実践的・体験的な学習活動を通して、主体的かつ協働的に看護の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)疾病の原因と生体の回復、(2)基本的な病因、(3)疾病の診断過程と治療、(4)各機能の障害、(5)疾病と薬物の五つの指導項目で、4~8単位程度履修されることを想定して内容を構成

している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は、次のように示されている。 (内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 看護科に属する科目と関連付けて、疾病の予防や早期発見、病態と治療、回復の促進に関する基礎的な内容の理解を基に、人間の健康を身体的のみならず、精神的・社会的な側面を統合して考察できるよう工夫すること。

内容を取り扱う際には、「人体の構造と機能」の学習を基に、生活者としての視点を包含した上で、疾病の予防や回復の促進を捉え、生活の見直しや工夫を含み、精神的因子や社会的因子の影響について考察できるよう、具体的な事例や視聴覚教材を活用して学習する。また、疾病と薬物については、薬物に関する基礎的な知識を習得するとともに、「基礎看護」の〔指導項目〕(4)の「イー与薬」と関連付けて理解を深め、関連法規に基づいて、薬物を安全かつ正確に取扱うことができるよう、薬害被害や薬物に関わる事

イ 〔指導項目〕の(4)及び(5)のウについては,学科の特色に応じて,その概要を扱う 程度とすることができること。

専攻科と合わせて看護師養成を行う学科の場合には専攻科において扱い、高等学校ではその概要を扱う程度とすることができる。

2 内容

2 内容

故事例を取り上げる。

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 疾病の原因と生体の回復
 - ア 疾病の予防・早期発見
 - イ 疾病の原因
 - ウ 生体の回復

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の (1) から(3)までについては,病理病態の基礎的な事項を扱うこと。

(1) 疾病の原因と生体の回復

ここでは、疾病の原因と生体の回復についての学習を通して、健康を保持増進する生活環境や生活習慣とともに、疾病の原因や生体の回復に影響を与える精神的な因子や社会的な因子についても理解を深め、人々が自ら疾病を予防し、回復力の維持・向上を図る看護を考察することができるようになることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、

〔指導項目〕を指導する。

- ① 疾病の原因と生体の回復について理解すること。
- ② 疾病の原因と生体の回復の概要と過程を踏まえ、看護の役割を考えること。
- ③ 疾病の原因と生体の回復について自ら学び、多様な人々の回復の促進を目指す看護への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 疾病の予防・早期発見

健康教育、予防接種、健康診断等を扱うとともに、疾病の予防や早期発見の重要性 について考察する学習活動を取り入れる。

イ 疾病の原因

疾病の病因として内因と外因を扱う。内因は年齢、性別、遺伝子・染色体異常、素因、免疫異常、代謝異常等を扱う。外因は、栄養障害、物理的因子、化学的因子、生物学的因子、医原病等を扱う。具体例を取り上げ、内因と外因の相互作用を考察する学習活動を取り入れる。

ウ 生体の回復

疾病や障害の経過と生体の回復過程,回復に影響する因子(身体的・精神的・社会的因子)について主な例を取り上げて,各経過(再生,創傷治癒,異物処理,化生,肉芽,瘢痕,器質化等)と因子による影響について扱う。併せて,生体の回復力を最適な状態に保つ看護について事例を用いて考察する学習活動を取り入れる。

[指導項目]

- (2) 基本的な病因
 - ア 循環障害
 - イ 炎症
 - ウ 代謝障害
 - エ 遺伝と先天異常
 - 才 免疫異常
 - カ腫瘍
 - キ 感染

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)から(3)までについては,病理病態の基礎的な事項を扱うこと。

(2) 基本的な病因

ここでは、疾病の理解の基礎として、基本的な病因と進行及び細胞の障害と変化、細胞の障害に対する修復・再生・適応、基本的な病因とその機序についての学習を通して、 生体の反応を科学的に理解し、回復を促進する看護を行えるようにすることをねらいと している。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、

〔指導項目〕を指導する。

- ① 基本的な病因について理解すること。
- ② 基本的な病因の特徴と概要を踏まえ、各病因が心身に与える影響や予防、課題について考えること。
- ③ 基本的な病因について自ら学び、人々の健康の保持増進を目指して主体的かつ協働 的に取り組むこと。

ア 循環障害

充血, うっ血, 虚血, 血栓, 出血, 塞栓, 梗塞, 浮腫(水腫) などを取り上げ, 局所の障害と全身の障害との違い, 各々の機序, 細胞や臓器に与える影響及び特徴を扱う。

イ 炎症

原因, 徴候など, 生体反応の機序とともに, 細胞や組織, 全身に与える影響, 急性 と慢性の違い, 転帰等を扱う。

ウ 代謝障害

傷害を受けた細胞の適応反応(萎縮、肥大、過形成、化生)や石灰化、硝子化、アミロイド変性、色素沈着、黄疸、粥状硬化症などを取り上げ、各々の要因や影響、生活習慣との関連について扱う。

エ 遺伝と先天異常

先天的な異常について,染色体や遺伝子などの遺伝要因と放射線や化学物質,感染, 母体の代謝異常などの環境要因を取り上げ,遺伝要因と環境要因の相互作用を含め, 先天異常の原理を扱う。併せて,遺伝子診断の活用と留意すべき倫理課題,遺伝カウ ンセリングの重要性について,事例を取り上げ多様な視点から考察する学習活動を取 り入れる。

才 免疫異常

本来は身体を守り、恒常性を保つ免疫の仕組みについて、自然免疫、獲得免疫、液性免疫、細胞性免疫、移植免疫、アレルギー反応、自己免疫、免疫不全などを取り上げるとともに、免疫の正常と異常について扱う。

カー腫瘍

腫瘍の概念と種類,形態,特徴,組織学的分類,増殖・発育,転移,鑑別等を取り上げ,腫瘍マーカー,発生要因における外因及び内因,腫瘍が全身に与える影響,病理診断,疫学等について扱うとともに,予防について考察する学習活動を取り入れる。

キ感染

感染症を起こす主な病原微生物を細菌、真菌、原虫、ウイルス等の種類ごとに取り上げ、形態、感染経路、症状、潜伏期、治療などを扱う。また、新興感染症と再興感染症、薬剤耐性菌などを取り上げ、感染症の現状と課題について考察する学習活動を取り入れる。

〔指導項目〕

- (3) 疾病の診断過程と治療
 - ア 疾病の診断過程
 - イ 疾病と臨床検査
 - ウ主な治療法

(内容の範囲や程度)

~ 〔指導項目〕の(1)から(3)までについては、病理病態の基礎的な事項を扱うこと。

(3) 疾病の診断過程と治療

ここでは、診療に伴う援助の理解の基礎として、疾病の診断過程、疾病と臨床検査、 疾病に対する主な治療法についての学習を通して、各々の意義、方法、注意事項を理解 し、看護を行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 疾病の診断過程と治療について理解すること。
- ② 疾病の診断過程と治療に関わる特徴を踏まえ、看護の役割を考えること。
- ③ 疾病の診断過程と治療について自ら学び、多様な人々の安全・安楽を守り、診療に伴う援助、回復の促進を目指して看護の実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 疾病の診断過程

通常、本人の訴え等から始まる健康問題について、病歴、診察、検査等の結果を踏まえ、健康問題の原因を明らかにし、適切な治療に結び付ける過程を取り上げ、対象者が自分の診断過程を理解して主体的に診察・検査を受け、治療に参加することの重要性について事例等を用いるとともに看護の役割を考察する学習活動を取り入れる。

イ 疾病と臨床検査

疾病・障害とその進行に応じた検査及び、全身状態を把握するための検査として、 検体検査、生理機能検査、放射線検査、MRI 検査、超音波検査、内視鏡検査等を扱うと もに看護の役割を考察する学習活動を取り入れる。

ウ 主な治療法

疾病・障害に応じた治療として,外科療法,薬物療法,輸血,運動療法,食事療法, 放射線療法,透析療法,精神療法,再生医療等を扱うともに看護の役割を考察する学 習活動を取り入れる。

[指導項目]

- (4) 各機能の障害
 - ア 呼吸機能の障害
 - イ 循環機能の障害
 - ウ 栄養の摂取・消化・吸収・代謝機能の障害

- エ 内部環境調節機能の障害
- オ 造血機能の障害
- カ 免疫機能の障害
- キ 神経機能の障害
- ク 運動機能の障害
- ケ 排泄機能の障害
- コ 生殖機能の障害
- サ 精神機能の障害

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(4) については,各機能障害の病態生理について,回復過程を含めて扱うこと。

(4) 各機能の障害

ここでは、各機能の障害について、主な疾患を取り上げ、その病因、特徴、臨床症状、合併症等を学習することを通して、疾患をもつ多様な人々の看護を行うための基礎的な知識と技術を習得するとともに、習得した知識と技術を適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目] を指導する。

- ① 各機能の障害について理解すること。
- ② 各機能の障害が心身に及ぼす影響を踏まえ、予防や健康管理について考えること。
- ③ 各機能の障害について自ら学び、多様な人々の安全・安楽を守り、生体の回復の促進を目指して主体的かつ協働的に看護の実践に取り組むこと。

ア 呼吸機能の障害

呼吸器の構造と機能の理解を基に、気道・肺の炎症、気道の閉塞をきたす気管支喘息・慢性閉塞性肺疾患、肺循環障害(肺梗塞、肺塞栓症)、肺腫瘍(癌、中皮腫)、呼吸不全、気胸などを扱うとともに予防や健康管理について考察する学習活動を取り入れること。

イ 循環機能の障害

循環器の構造と機能の理解を基に、先天性心疾患、虚血性心疾患、心筋症、心不全 (右心不全、左心不全、心タンポナーデ)、不整脈、心内膜炎と弁膜疾患などを扱う。 また、動脈硬化症、高血圧、閉塞性動脈硬化症、大動脈瘤・大静脈瘤、静脈瘤・静 脈血栓などを扱うとともに予防や健康管理について考察する学習活動を取り入れること。

ウ 栄養の摂取・消化・吸収・代謝機能の障害

消化・吸収に関わる構造と機能の理解を基に、嚥下摂食機能障害、口腔、咽頭と食道の疾患(逆流性食道炎)、齲歯、歯周病などを扱う。また、消化管の炎症と潰瘍、消

化管の腫瘍,イレウス,腹壁・腹膜・横隔膜の疾患を扱う。栄養代謝に関わる構造と機能の理解を基に、メタボリックシンドローム、肥満、糖尿病、高脂血症、高尿酸血症と痛風、必須栄養素とエネルギーの不足による疾患、ビタミン欠乏症などを扱う。また、肝臓・胆のう・膵臓の炎症・腫瘍、肝硬変、肝不全、胆汁代謝・排泄の障害などを扱うとともに予防や健康管理について考察する学習活動を取り入れること。

エ 内部環境調節機能の障害

内部環境調節に関わる構造と機能の理解を基に、下垂体の疾患、甲状腺の疾患、上 皮小体(副甲状腺)の疾患、副腎の疾患、多発性内分泌腫瘍などを扱う。さらに、水 と電解質の異常、酸塩基平衡の異常、自律神経失調に伴う身体変化などを扱うととも に予防や健康管理について考察する学習活動を取り入れること。

オ 造血機能の障害

造血に関わる構造と機能の理解を基に、貧血や白血球減少症、出血性疾患、腫瘍などを扱うとともに予防や健康管理について考察する学習活動を取り入れること。

カ 免疫機能の障害

身体防御に関わる構造と機能の理解を基に、自己免疫疾患(全身性エリテマトーデス、関節リウマチ、シェーグレン症候群)、アレルギー性疾患(アレルギー性鼻炎、蕁麻疹、接触性皮膚炎、アナフィラキシーショック)、免疫低下(敗血症、ヒト免疫不全ウイルス感染症)などを扱うとともに予防や健康管理について考察する学習活動を取り入れること。

キ 神経機能の障害

脳・神経の構造と機能の理解を基に、中枢神経系の疾患として、脳血管の循環障害 (梗塞性病変、出血性病変)、頭蓋内圧亢進に伴う症状 (脳ヘルニア)、神経変性 (パーキンソン病、筋委縮性側索硬化症等)、脱髄 (多発性硬化症)、認知症 (アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体型認知症)、中枢神経系の感染症、頭部と脊椎の外傷、脊椎の外傷と脊髄損傷、機能性疾患 (てんかん)、二次的に意識障害・神経障害を起こす疾患、脳腫瘍等を扱う。末梢神経系の疾患として、ギランバレー症候群、圧迫性神経障害などを扱う。加えて、視覚の障害 (緑内障、白内障、網膜剥離)、聴覚・平衡覚の障害 (中耳炎、メニエール病)、嗅覚障害、味覚障害、皮膚の障害 (湿疹、アトピー性皮膚炎、帯状疱疹、疥癬)、触覚障害等を扱うとともに予防や健康管理について考察する学習活動を取り入れること。

ク 運動機能の障害

骨,筋肉,関節,神経の構造と機能の理解を基に,骨折・脱臼・捻挫,骨粗鬆症,骨の腫瘍(骨肉腫,転移性骨腫瘍),変形性関節症,腰痛症(椎間板ヘルニア,腰部脊柱管狭窄症),炎症性疾患(骨・骨髄炎,関節炎),筋ジストロフィー,重症筋無力症などを扱うとともに予防や健康管理について考察する学習活動を取り入れること。

ケ 排泄機能の障害

排泄に関わる構造と機能の理解を基に,泌尿器の疾患として,腎臓病,尿路の炎症,腎・尿路の腫瘍,尿路の通過障害,排尿障害,腎不全などを扱う。排便の障害として,

便秘と下痢を扱うとともに予防や健康管理について考察する学習活動を取り入れること。

コ 生殖機能の障害

性・生殖器の構造と機能の理解を基に、女性生殖器の疾患(子宮筋腫、子宮内膜症、 卵巣嚢腫)、乳腺の疾患、男性生殖器の疾患(前立腺炎、前立腺肥大)、腫瘍(乳癌、 子宮癌、卵巣癌、前立腺癌)、性機能障害などを扱うとともに予防や健康管理について 考察する学習活動を取り入れること。

サ 精神機能の障害

精神の構造と機能の理解を基に、器質性精神障害、せん妄、精神・行動の異常、統 合失調症、気分障害、ストレス障害などを扱うとともに予防や健康管理について考察 する学習活動を取り入れること。

[指導項目]

- (5) 疾病と薬物
 - ア 薬物の作用
 - イ 薬物と生体の反応
 - ウ薬物療法
 - エ 薬物による健康被害

(内容の範囲や程度)

ウ 「指導項目〕の (5) については,薬理の基礎的な内容を扱うとともに,基本的な薬 物について臨床での活用と関連付けて扱うこと。

(5) 疾病と薬物

ここでは、薬物の生体内での動態、薬物が生体の機能に及ぼす影響に関する知識を習得するとともに、薬物療法で使用される主な薬物を取り上げて、薬物の種類や投与法に応じた注意事項を科学的な根拠を踏まえて理解し、薬物療法を安全かつ正確に実施するための基礎的な能力を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 疾病と薬物について理解すること。
- ② 疾病と薬物が心身に及ぼす影響を踏まえ、薬物を扱う看護の役割の重要性について 考えること。
- ③ 疾病と薬物について自ら学び、人々の安全を守り、回復の促進を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 薬物の作用

薬物による疾病の治療の基本的な仕組みを基に、薬物が生体の機能に及ぼす影響 (薬理作用) について、基本となる興奮作用と抑制作用、直接作用と間接作用、主作

用と副作用を取り上げる。また、薬物の作用機序については、情報伝達の仕組みや作用点(受容体)の種類と特徴を扱う学習を通して、薬物の作用に関する理解を深める。

イ 薬物と生体の反応

薬物の投与経路とその特徴及び生体内における動態として、吸収、分布、代謝、排泄の過程について取り上げるとともに、その過程における血中濃度の変化と薬理作用との関連についても扱う。また、生体の反応に影響を与える因子として、年齢、体重、遺伝、アレルギー、反復投与(耐性、依存)、相互作用等の生体側の因子、薬物の適応、投与量、他の薬物との併用等の薬物側の因子についても扱う。不適切な投与が医療事故になる事例を取り上げ、その原因を多様な視点で考察し、薬物の投与における看護の役割の重要性について理解を深める。

ウ 薬物療法

疾病に対する薬物療法として用いられている主な薬物を取り上げ、その特徴や作用、 取扱いにおける注意事項などを扱うとともに、薬物の投与における看護の役割の重要 性について考察する学習活動を取り入れる。

*主な薬物…中枢神経系に作用する薬,末梢神経系に作用する薬,心臓・血管系に作用する薬,呼吸器系に作用する薬,消化器系に作用する薬,物質代謝に作用する薬,血管凝固に関係する薬,免疫治療薬,抗がん薬,抗感染症薬,抗アレルギー薬・抗炎症薬等

エ 薬物による健康被害

医薬品等によって過去に起こった健康被害(ヒト免疫不全ウイルス HIV 感染症, B型及び C型肝炎, クロイツフェルト・ヤコブ病等)を取り上げ, 発生の過程やその後の経過, 必要な対応等の学習を通して, 今も苦しんでいる人々について理解を深めるとともに, 今後, 同様の被害が起こらないよう, 保健医療サービスの在り方を考察する学習活動を取り入れる。

第4節 健康支援と社会保障制度

この科目は、健康支援と社会保障制度について理解し、看護の実践に適切に活用する資質・能力を育成するものであり、「基礎看護」、「成人看護」、「老年看護」、「小児看護」、「母性看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「看護の統合と実践」及び「看護臨地実習」と関連付けて学習することが重要である。今回の改訂では、科目名を学習内容に合わせて改称し、学習内容を整理するなどの改善を図った。

第1 目標

1 目標

看護の見方・考え方を働かせ、健康支援としての公衆衛生と社会保障制度に関する 実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力 を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 健康支援と社会保障制度について体系的・系統的に理解するとともに、関連する 技術を身に付けるようにする。
- (2) 健康支援と社会保障制度に関する基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 健康支援と社会保障制度について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、社会の変化に対応した生活の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、看護を行うために必要な健康支援としての公衆衛生及び社会保障制度に関する知識と技術を習得し、生活環境や生活行動が人々の健康に与える影響とその対策について、実践的・体験的な学習を通して理解するとともに、当事者の状況に応じて社会保障制度を適切に活用して、人々の自立を支援し、よりよい健康づくりを目指すことができるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、生活環境や生活行動が健康に与える影響及び、基本的人権に基づいて 生活するための制度について理解するとともに、地域で生活している人々の健康支援 を多面的に捉えて対応する基礎的な知識と技術を身に付けるようにすることを意味し ている。

目標の(2)は、健康支援や社会保障制度に関連する基本的な課題を発見し、生活環境や生活行動、生活の質の視点から捉え、看護の職業倫理を踏まえて、解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、人々の健康の保持増進と生活の質の向上のために、健康支援や社会保障制度の内容を活用する実践的・体験的な学習活動を通して、主体的かつ協働的に看護の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)公衆衛生、

(2) 社会保障制度の二つの指導項目で、2~7単位程度履修されることを想定して、内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は、次のように示されている。(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(1)については、学科の特色に応じて、その概要を扱う程度とすることができること。

准看護師養成を目的とする学科及び資格の取得を目的としない学科の場合は、その概要を扱う程度とすることができる。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 公衆衛生
 - ア 公衆衛生の基本
 - イ 生活環境と健康
 - ウ 生活者の健康増進
 - エ 感染症と対策
 - 才 保健活動

(内容の範囲や程度)

ア 「指導項目」の(1)については、公衆衛生の基本的な内容を扱うこと。

(1) 公衆衛生

ここでは、集団を対象として疾病を予防し、健康の保持増進を図る看護活動の学習を通して、生活環境や生活行動と健康の関連を理解し、多様な生活背景をもつ人々が適切に健康管理を行うために必要とされる基本的な支援を行うことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 公衆衛生にについて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 健康支援としての公衆衛生の現状について基本的な課題を発見し、看護の職業倫理 を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 健康支援としての公衆衛生の現状について自ら学び、対象となる人々による健康管理を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 公衆衛生の基本

日本国憲法第25条にある基本的人権としての生存権,アルマ・アタ宣言におけるプライマリ・ヘルスケア及びヘルスプロモーション等の概念を取り上げ,社会全体を対象として,人間を取り巻く生活環境や生活行動と健康との関わりを扱う。また,人々が自ら疾病の予防や健康の保持増進を図ることを支援する基本的な考え方と活動を重視し,疫学,健康に関わる統計指標等を扱う。

イ 生活環境と健康

生活環境を物理的,化学的,生物的,社会的な視点から地球規模で捉え,人間の活動と環境の相互作用について扱う。食品,家庭用品,住環境,廃棄物等が水,大気,気温,土壌に与えている影響について,身近な例と関連する法規を取り上げ考察するとともに,環境の汚染を防止し,環境の保全や改善についても考察する学習活動を取り入れる。

ウ 生活者の健康増進

多くの人の健康に影響している生活習慣病の現状と対策を扱う。また、多様な人々が自ら疾病を予防し、健康管理を行うために必要な支援について、具体例を取り上げる。労働と健康の関わりについて、労働環境や労働時間が心身に与える影響とその対策、職業によって発症しやすい疾患とその対策、関連する法規について扱う。

エ 感染症と対策

感染症について、その成立要因、現状、予防のための対策(予防接種など)、関連する法規等を扱う。また、主な感染症を取り上げ、その特徴及び動向から社会的な現象を含めて考察する学習活動を取り入れる。

才 保健活動

地域保健,母子保健,精神保健,学校保健,産業保健等の活動の概要を取り上げ, 関連する法規を扱う。それぞれ,「成人看護」,「老年看護」,「小児看護」,「母性看護」, 「精神看護」,「在宅看護」と関連付ける学習を行う。保健活動の概要及び関連する法 規については、社会の変化に応じて現状を扱うよう留意し、必要に応じて具体例を取 り上げ考察する学習活動を取り入れる。

〔指導項目〕

- (2) 社会保障制度
 - ア 社会保障制度の基本
 - イ 保健に関する制度
 - ウ 医療に関する制度
 - エ 福祉に関する制度

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2) については、保健・医療・福祉の基本的な制度と関係する法規 を看護活動と関連付けて扱うこと。

(2) 社会保障制度

ここでは、健康問題や障害等を抱える多様な人々が、自立し、安定した生活を送りながら健康管理を行う支援を実践するため、社会保障制度を適切に活用することができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 社会保障制度について理解すること。
- ② 社会保障制度の特徴と概要を踏まえ、看護への活用について考えること。
- ③ 社会保障制度について自ら学び、対象となる人々の生活を向上し、自立した生活が送れるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 社会保障制度の基本

日本国憲法第 25 条を基とする, 社会保障制度の変遷, 目的及び制度を構成する社会 保険, 社会福祉, 公的扶助, 保健医療, 公衆衛生の概要を扱う。

イ 保健に関する制度

前述の中から、保健に関する制度として、地域保健、母子保健、健康増進等に関わる法規を取り上げ、その目的及び概要を看護活動と関連付けて考察する学習活動を取り入れる。

ウ 医療に関する制度

前述の中から、医療に関する制度として、「保健師助産師看護師法」、「医師法」、「医療法」、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」等の医事法規、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「薬剤師法」等の薬事法規と関連法規について取り上げ、その目的及び概要を看護活動と関連付けて考察する学習活動を取り入れる。

エ 福祉に関する制度

前述の中から、福祉に関する制度として、「医療保険」、「年金保険」、「介護保険」、「労働者災害補償保険」、「雇用保険」などの社会保険、「社会福祉法」、「児童福祉法」、「老人福祉法」、「障害者総合支援法」、「発達障害者支援法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」などの社会福祉に関わる法規、「生活保護法」などの公的扶助と関連する法規を取り上げ、その変遷、目的及び制度の概要、関係機関等を看護活動と関連付けて考察する学習活動を取り入れる。

第5節 成人看護

この科目は、「基礎看護」及び「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復の促進」、「健康支援と社会保障制度」の学習を基礎として、成人看護の実践に必要な資質・能力を育成するものである。この科目における学習は、「老年看護」、「小児看護」、「母性看護」、「精神看護」、「在宅看護」に関連付けていくことが重要であり、「看護臨地実習」の学習の基盤となるものでもある。今回の改訂では、「看護臨地実習」における学習の充実を図るために、健康障害に伴う急性期、回復期、慢性期、終末期などの各期に応じた看護及びリハビリテーション看護、がん看護を位置付け、整理するなどの改善を図った。

第1 目標

1 目 標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、 成人看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 成人看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 成人看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ 創造的に解決する力を養う。
- (3) 成人看護について,よりよい看護の実践を目指して自ら学び,成人の健康の保持 増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、成人の身体的・精神的・社会的特徴を踏まえ、個人によって異なるライフスタイルや生活習慣が健康に与える影響を理解した上で、健康づくり(ヘルスプロモーション)や機能障害の看護に関わる基本的な知識と技術を習得するとともに、習得した知識と技術を健康課題のある人に応じて適切に活用することができるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、対象となる年齢層が幅広く、生活形態の変化も大きい成人期の疾病予防や障害等に応じた看護について、具体的な事例を通して学習することによって、生活習慣や家事、仕事、子供の育児、親の介護等が成人期の健康に与える影響を理解し、健康の回復や保持増進に関わる技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、成人期の健康課題について具体例を取り上げ、看護の職業倫理を踏まえ 意思決定や行動変容を支援して、望ましい生活習慣の獲得、セルフケアを促す視点から 援助を考察するとともに、実施する援助とその根拠を明確にして、課題を解決する力を 養うことを意味している。

目標の(3)は、成人の健康課題の解決に当たっては、仕事や家庭、地域社会での役割と健康づくりの両立を目指し、主体的かつ協働的に看護の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)成人の健康と看護、(2)健康レベルや障害の状況に応じた看護、(3)機能障害のある患者の看護の三つの指導項目で、2~6単位程度履修されることを想定して、内容を構成している。また、内容を扱う際の配慮事項は、次のように示されている。

(内容を扱う際の配慮事項)

ア 〔指導項目〕の(2)及び(3)については、具体的な事例を取り上げ、「疾病の成り立ち と回復の促進」と関連付けて演習などを行い、成人の個別性に応じた看護を考察でき るよう工夫すること。

この科目は、成人の身体的・精神的・社会的特徴に応じた看護実践力とともに、健康 レベルや機能障害に応じた基礎的な看護実践力を養うことをねらいとしているため、 各々の知識と必要な技術を関連付け、多様な人々に適切に活用するために考察できるようにすることが重要である。

イ 内容の(3)については、学科の特色に応じて、その概要を扱う程度とすることができること。

内容の「(3)機能障害のある患者の看護」については、専攻科と合わせて看護師養成を 行う学科の場合は、高等学校ではその概要を扱う程度とすることができる。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 成人の健康と看護
 - ア 成人各期の特徴
 - イ 成人の保健と福祉
 - ウ 成人看護の特徴
 - エ 成人看護の倫理的課題

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)については、健康課題及び倫理的課題の現状を成人各期の特徴 と関連付けて扱うこと。

(1) 成人の健康と看護

ここでは、社会の変化に伴う成人の健康の現状を理解し、成人が置かれている状況を

把握した上で、必要とされている看護に関する知識と技術を実践的・体験的な学習活動を通じて習得するとともに、習得した知識と技術を人々に応じて適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 成人の生活・健康の特徴を踏まえた看護について理解すること。
- ② 成人の生活・健康の特徴に応じた看護について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 成人の生活・健康の特徴に応じた看護について自ら学び、成人の健康の保持増進を 目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 成人各期の特徴

成人期を青年期、壮年期、向老期に分け、各々の身体的特徴、精神的特徴、社会的 特徴及び発達課題を取り上げ、家族との関わりや社会における責任、果たすべき役割 が年齢によって変化していくこと、個人差や多様化が拡大していることを扱う。

イ 成人の保健と福祉

成人期の生活習慣は健康に大きな影響を与えるため、就労や家庭状況に応じた望ましい生活習慣を獲得できるよう、国の健康づくり対策である「健康日本 21」などの施策を扱うとともに、身近な例を取り上げて協議する学習活動を取り入れる。併せて産業保健や職業性疾患などを取り上げ、仕事によって起こりやすい疾患について扱うとともに、健康を維持して仕事を続けるためのライフスタイルについて考察する学習活動を取り入れる。また、就業中に疾病や障害が起こった場合の制度についても扱う。(雇用保険、労災保険など)

ウ 成人看護の特徴

仕事や家庭に大きな責任をもつ成人期は、症状があっても適時に対処行動がとれず、 検査や治療が遅れる傾向があるため、まずは健康診断や検診(特定健康診査・特定保 健指導、がん検診など)の重要性について統計資料や行動理論等を用いて取り上げる。 また、発症した場合は状況に応じて就労や家事・育児・介護などと治療の両立や社会 回復に向けての看護について具体例を取り上げて考察する学習活動を行う。

エ 成人看護の倫理的課題

成人期は学業、就職や結婚、子育てや親の介護、仕事の悩みなど心身への過度な負担からいろいろな問題を抱えやすい。学校、家庭、職場、医療・介護・福祉施設などで起こる倫理的な事例を取り上げ、多様な視点から考察する学習活動を取り入れる。

[指導項目]

- (2) 健康レベルや障害の状況に応じた看護
 - ア急性期
 - イ 慢性期

- ウ終末期
- エ リハビリテーション看護
- オ がん看護

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2) については、健康レベルや障害の状況に応じた看護の知識と技 術について基礎的な内容を扱うこと。

(2) 健康レベルや障害の状況に応じた看護

ここでは、様々な健康レベルの人や障害がある人の看護について、実践的・体験的な 学習活動を通じて知識と技術を習得するとともに、習得した知識と技術を人々に応じて 適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 健康や障害の程度に応じた看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 健康や障害の程度に応じた看護について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解 決策を見いだすこと。
- ③ 健康や障害の程度に応じた看護について自ら学び、患者の安全・安楽を守り、回復 の促進または穏やかな最期を目指し、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 急性期

救急医療の現状,急性期にある患者・家族の特徴,緊急性・重症度のアセスメントとその支援,集中治療下での看護,急変時の対応,心肺停止状態への対応,気管内挿管時の援助,外傷・熱傷・凍傷・骨折の応急処置,熱中症・感染症・急性中毒への対処,危機的状態への精神的支援,代理意思決定支援等を扱う。また,周術期の看護として,手術療法の理解を促す援助,手術の意思決定への援助,術後合併症のリスクマネジメント,術前オリエンテーション,手術方法による心身の影響のアセスメントと援助,術中の看護,術後の疼痛管理,身体像変容への援助,術後合併症の予防,術後の生活支援などを扱う。

イ 慢性期

慢性疾患の特徴と経過プロセス,機能障害の理解とケアの工夫・応用,疾病認識と自己管理状況のアセスメント,セルフケア支援(内発的動機づけ,自己効力感,ストレスコーピング,エンパワメント,成人学習理論,自己モニタリング,心理的葛藤への対応),患者会の活用と支援,社会的支援を獲得するための援助(家族との関係性のアセスメント,家族の抱える問題の理解と援助,退院調整とチーム連携,医療費助成制度)等を扱う。

ウ 終末期

死が避けられない人の援助として、緩和ケア、全人的苦痛のアセスメント、苦痛軽

減への援助,死の受容過程のアセスメントと援助,症状・疼痛のマネジメント,家族のケア(悲嘆,代理意思決定支援等)を扱う。

エ リハビリテーション看護

リハビリテーション看護の特徴,国際生活機能分類<ICF>の概念,機能障害と日常生活動作<ADL>,運動機能・呼吸機能・摂食嚥下機能等の回復の促進,障害に対する受容と適応への援助,生活不活発病の予防,代償機能の獲得支援,居住環境のアセスメント,社会資源の活用,社会参加への援助等を扱う。

オ がん看護

がんの診断と治療に伴う看護として、患者・家族の価値観、心情に寄り添い、QOLを 重視した視点から捉え、検査や疾患の説明を受ける患者・家族の支援、治療を選択す る意思決定支援、がんの化学療法・放射線療法・手術療法時の看護、がんの慢性期の 看護(社会生活支援を含む)、がん性疼痛を緩和する看護について扱う。

[指導項目]

- (3) 機能障害のある患者の看護
 - ア 呼吸機能障害
 - イ 循環機能障害
 - ウ 消化・吸収機能障害
 - 工 栄養代謝機能障害
 - 才 内部環境調節機能障害
 - カ 内分泌機能障害
 - キ 身体防御機能障害
 - ク 脳・神経機能障害
 - ケ 感覚機能障害
 - コ 運動機能障害
 - サ 排尿機能障害
 - シ 性・生殖・乳腺機能障害

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3) については、様々な機能障害のある人の診療と日常生活の援助 に関する看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

(3) 機能障害のある患者の看護

ここでは、各機能に様々な障害が起こっている人々の看護について、実践的・体験的な学習活動を通じて知識と技術を習得するとともに、習得した知識と技術を人々に応じて適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 機能障害のある患者の看護について理解するとともに、関連する技術を身に付ける こと。
- ② 機能障害のある患者の看護について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 機能障害のある患者の看護について自ら学び、患者の安全・安楽を守り、回復の促進を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 呼吸機能障害

呼吸器の構造と機能の理解を基に、肺炎、肺がん、慢性閉塞性肺疾患、気管支喘息等、主な疾患をもつ人を取り上げ、機能障害の原因(酸素化障害,換気障害,呼吸運動障害)と症状、アセスメントの理解に加え、必要な検査(気管支鏡検査,胸腔検査,肺生検、呼吸機能検査、動脈血液ガス分析等)時の看護及び、治療(肺切除、酸素療法、非侵襲的陽圧換気、薬物療法等)時の看護を扱う。

イ 循環機能障害

循環器の構造と機能の理解を基に、心不全、虚血性心疾患、不整脈、下肢動脈閉塞症等、主な疾患をもつ人を取り上げ、機能障害の原因と症状、アセスメントの理解に加え、必要な検査(心臓カテーテル検査、心血管造影検査、心電図・心エコー検査等)時の看護及び、治療(経皮的冠動脈形成術、冠動脈バイパス術、弁置換術、大動脈内バルーンパンピング、ペースメーカー装着等)時の看護を扱う。

ウ 消化・吸収機能障害

消化・吸収の構造と機能の理解を基に、胃がん、直腸がん、潰瘍性大腸炎・クローン病、胃・十二指腸潰瘍、急性膵炎等、主な疾患をもつ人を取り上げ、機能障害の原因(摂食嚥下障害、消化管機能障害)と症状、アセスメントの理解に加え、必要な検査(上部消化管内視鏡検査、大腸内視鏡検査、消化管造影、直腸診)時の看護及び、治療(咽頭・喉頭摘出術、食道切除術、胃切除術、大腸切除術、腹腔鏡視下手術、人工肛門造設術等)時の看護、生活の質の向上や健康の回復と維持増進の看護を扱う。

工 栄養代謝機能障害

栄養代謝の構造と機能の理解を基に、肝炎・肝硬変、肝がん、高尿酸血症、高脂血症、脂質異常症等、主な疾患をもつ人を取り上げ、機能障害の原因(肝機能障害、代謝機能障害)と症状、アセスメントの理解に加え、必要な検査(肝生検、内視鏡的逆行性胆管膵管造影法)時の看護及び、治療(肝庇護療法、インターフェロン療法、食道静脈瘤硬化療法、冠動脈塞栓術、肝切除術)時の看護、生活の質の向上や健康の回復と維持増進の看護を扱う。

才 内部環境調節機能障害

内部環境調節の構造と機能の理解を基に,体温調節機能障害症,糖尿病,腎不全等, 主な疾患をもつ人を取り上げ,機能障害の原因,症状,アセスメントの理解に加え, 必要な検査(糖負荷試験,血糖自己測定,腎生検,静脈性尿路造影)時の看護及び, 治療(インスリン補充療法,糖尿病治療薬,食事療法,運動療法,維持透析,腹膜透 析,腎移植)時の看護等,疾患と治療に応じた生活の質の向上や健康の回復と維持増 進の看護を扱う。

力 内分泌機能障害

内分泌の構造と機能の理解を基に、甲状腺がん、アジソン病、下垂体機能低下症等、主な疾患をもつ人を取り上げ、機能障害の原因(甲状腺機能障害、副腎機能障害、下垂体機能障害)と症状、アセスメントの理解に加え、必要な検査(ホルモン負荷試験、ホルモン血中・尿中濃度測定検査)時の看護及び、治療(甲状腺ホルモン療法、甲状腺切除術等)時の看護、疾患と治療に応じた生活の質の向上や健康の回復と維持増進の看護を扱う。

キ 身体防御機能障害

身体防御の構造と機能の理解を基に、ヒト免疫不全ウイルス HIV 感染症、アレルギー疾患、自己免疫疾患、血液悪性疾患等、主な疾患をもつ人を取り上げ、機能障害の原因(皮膚粘膜障害、免疫機能障害)と症状、アセスメントの理解に加え、必要な検査(骨髄穿刺、生検、スキンテスト)時の看護及び、治療(抗 HIV 療法、減感作療法、免疫抑制、ステロイド療法等)時の看護、疾患と治療に応じた生活の質の向上や健康の回復と維持増進の看護等を扱う。

ク 脳・神経機能障害

脳・神経の構造と機能の理解を基に、脳血管障害、脳腫瘍、髄膜炎、頭部外傷、脊髄損傷、重症筋無力症、ギランバレー症候群、筋委縮性側索硬化症等、主な疾患を持つ人を取り上げ、機能障害の原因(生命維持活動調節機能障害、運動・感覚機能障害、言語機能障害、高次脳機能障害)と症状、アセスメントの理解に加え、必要な検査(髄液検査、脳血管造影、脳波検査)時の看護及び、治療(開頭術、血管内治療、脳内ドレナージ、脳室一腹腔 VP シャント術、低体温療法等)時の看護、疾患と治療に応じた生活の質の向上や健康の回復と維持増進の看護等を扱う。

ケ 感覚機能障害

感覚器の構造と機能の理解を基に、中途視覚障害、聴覚障害、メニエール病、副鼻腔炎、末梢神経障害等、主な疾患を持つ人を取り上げ、機能障害の原因と症状、アセスメントの理解に加え、必要な検査(眼底検査、オージオメーター検査、鼻腔内視鏡検査)時の看護及び、治療(眼底光凝固療法、網膜剥離治療、人工眼内レンズ挿入術、鼓室形成術等)時の看護、疾患と治療に応じた生活の質の向上や健康の回復と維持増進の看護等を扱う。

コ 運動機能障害

運動器の構造と機能の理解を基に、関節リウマチ、椎間板へルニア、四肢の切断等、主な疾患をもつ人を取り上げ、機能障害の原因(姿勢機能障害、移動機能障害、作業機能障害、関節可動域障害・筋力低下)と症状、アセスメントの理解に加え、必要な検査(筋生検、脊髄造影、椎間板造影)時の看護及び、治療(ギプス固定、牽引法、人工関節置換術等)時の看護、疾患と治療に応じた生活の質の向上や健康の回復と維持増進の看護等を扱う。

サ 排尿機能障害

排泄の構造と機能の理解を基に、腎・尿路結石、膀胱がん等、主な疾患を持つ人を取り上げ、機能障害の原因と症状、アセスメントの理解に加え、必要な検査(尿流動態検査、膀胱鏡検査)時の看護及び、治療(膀胱切除術、前立腺切除術、ホルモン療法等)時の看護、疾患と治療に応じた生活の質の向上や健康の回復と維持増進の看護等を扱う。

シ 性・生殖・乳腺機能障害

性・生殖器の構造と機能の理解を基に、乳がん、前立腺肥大等、主な疾患をもつ人を取り上げ、機能障害の原因(勃起障害、性交障害、性感染症、腫瘍)と症状、アセスメントの理解に加え、必要な検査(触診、細胞診、超音波検査、マンモグラフィー)時の看護及び、治療(生殖器手術、内分泌療法等)時の看護、疾患と治療に応じた生活の質の向上や健康の回復と維持増進の看護等を扱う。

第6節 老年看護

この科目は「基礎看護」及び「人体の構造と機能」,「疾病の成り立ちと回復の促進」の 学習を基礎として,「成人看護」,「精神看護」,「在宅看護」,「健康支援と社会保障制度」と 関連付けて学習することによって,老年看護の実践に必要な資質・能力を育成するもので あり,「看護臨地実習」における学習の基盤となるものである。今回の改訂では,社会の変 化への対応として,老年看護の倫理的課題を位置付けるとともに,学習内容を整理するな どの改善を図った。

第1目標

1 目 標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、 老年看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 老年看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 老年看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ 創造的に解決する力を養う。
- (3) 老年看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、高齢者の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、高齢者を生涯発達の視点で捉え、加齢に伴う身体的・精神的・社会的変化、高齢者に多い機能障害や疾患、複数疾患との共生を含む健康の概念、個人差の拡大による多様な高齢者像を理解した上で、高齢者の尊厳と自立を重視した看護を保健医療福祉チームの一員として連携・協働して取組むことができるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、高齢者の多様性を統計資料等から理解するとともに、健康寿命を延伸し、 地域で自立した生活を支える制度や援助及び健康状況に応じた看護に関する知識と技術を 身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、加齢とともに健康課題が増加する高齢者の具体例を取り上げ、看護の職業倫理を踏まえ、高齢者の安全・安楽や権利擁護、人間としての尊厳、自立の視点から援助を考察するとともに、介護を行う家族を含めて実施する援助とその根拠を明確にして課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、高齢者の健康課題の解決に当たっては、高齢者の健康寿命の延伸、意思決定の支援、権利の擁護とともに疾患にかかわらず自立した生活の維持を重視し、主体的かつ協働的に看護の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1) 高齢者の特徴と看護、(2) 高齢者の生活を支える看護、(3) 診療を受ける高齢者の看護、(4) 高齢者に多い健康障害と看護の四つの指導項目で、2~4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取扱う際の配慮事項)

ア 具体的な事例を取り上げて演習などを行い, 高齢者の個別性に応じた看護を考察で きるよう工夫すること。

演習等の学習活動を行う場合は、対象とする高齢者の健康に関わる問題に応じて、安全・安楽や権利擁護、自立した生活の維持に配慮した援助について、介護者を含む当事者達の思いや状況から考え、集団での協議を経て、計画・実施・振り返りを行い、多様かつ創造的な考えをもつことができるようにすることが大切である。

イ [指導項目]の(4)については、学科の特色に応じて、その概要を扱う程度とすることができること。

内容の(4)については、専攻科と合わせて看護師養成を行う学科の場合は専攻科で扱い、高等学校ではその概要を扱う程度とすることができる。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 高齢者の特徴と看護
 - ア 高齢者の生活と健康
 - イ 高齢者の保健と福祉
 - ウ 老年看護の特徴
 - エ 老年看護の倫理的課題

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)については、高齢者が人間としての尊厳を保ち、自立した生活が 送れるよう支援することの重要性について扱うこと。

(1) 高齢者の特徴と看護

ここでは、高齢者の加齢による心身の変化、生活の変化、起こりやすい倫理的課題についての学習を通して、高齢者と家族等の多様性に応じた看護について考察を深め、多職種と連携・協働して取り組む姿勢を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、

〔指導項目〕を指導する。

- ① 高齢者の特徴と看護について理解すること。
- ② 高齢者の特徴に関わる多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 高齢者の特徴と看護について自ら学び、高齢者の健康の保持増進を目指して、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 高齢者の生活と健康

高齢者の生活について,高齢者理解の視点から多様な人生観や価値観,生活歴,生活状況の現状などを扱う。また,高齢者の健康について,加齢に伴う変化が生活行動(買い物,炊事,洗濯,掃除,入浴,通院等)に与える影響及び生活行動と健康の相互作用とともに,老年期の健康の概念,複数疾患との共生,健康寿命の延長の現状などを扱う。加えて,老年期の特徴及び老年期の発達課題として社会的役割の変化,配偶者や友人との死別の適応,自分の人生の振り返り,老いの受容などについて取り上げる。

イ 高齢者の保健と福祉

高齢者ができるだけ長く住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう、 心身の機能低下の防止、疾病の予防や重症化の予防等を図る生活支援・介護予防等の 事業を取り上げるとともに、高齢者の健康や生活、医療、介護の現状について関係す る社会保障制度と統計資料を扱う。

ウ 老年看護の特徴

高齢者の生活と健康に関する理解を基盤として、高齢者の看護の目的と高齢者と家族等への援助について扱う。高齢者の看護の目的では、高齢者の健康寿命の延伸、高齢者の尊厳と自立の重視、複合疾患の増悪防止、合併症等の予防、生活機能の維持回復、老いの受容、療養方法の選択などの意思決定の支援について事例等含めて扱う。また、高齢者と家族等の関わりの支援や高齢者を介護する家族等の看護を扱う。

エ 老年看護の倫理的課題

高齢者に起こりやすい倫理的課題として,高齢者差別,高齢者虐待,安全管理と身体拘束,高齢者の権利擁護(成年後見等),意思決定支援などの現状について扱うとともに、事例を取り上げ多様な視点から考察する学習活動を取り入れる。

〔指導項目〕

- (2) 高齢者の生活を支える看護
 - ア 高齢者のアセスメント
 - イ コミュニケーション
 - ウ 食事と栄養
 - エ排泄
 - 才 清潔

- カ 歩行・移動
- キ睡眠
- ク 活動と生きがい

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、高齢者の健康状態と生活行動の相互作用を理解し、 生活を支えるための看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

(2) 高齢者の生活を支える看護

ここでは、高齢者の健康状態と生活行動に関するアセスメントとその生活を支援する 基本的な看護についての学習を通して、多様な高齢者が自立した生活を送るために必要 な看護について考察を深め、生活支援に使用できる資源や物品等の情報を収集・分析し、 課題の解決に実践的に取り組む姿勢を醸成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 高齢者の生活を支える看護について理解するとともに、関連する技術を身に付ける こと。
- ② 高齢者の生活に関わる多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 高齢者の生活を支える看護について自ら学び、その生活の質の改善に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 高齢者のアセスメント

高齢者を総合的に把握するため、歩行や移動、食事、更衣、入浴、排泄、買い物、 炊事、洗濯、掃除、ごみの分別やごみ出し、服薬管理、連絡方法などの日常生活の状 況や精神的・社会的状態、疾患と治療の状態、生活環境など、多面的に扱う。

イ コミュニケーション

コミュニケーション能力を言語, 聴覚, 視覚, 認知機能からアセスメントし, 各機能の状態に応じたコミュニケーション方法を扱う。

ウ 食事と栄養

食生活について食事習慣、食事環境、栄養状態、摂食・嚥下機能などをアセスメントし、脱水・低栄養・誤嚥の予防も含めて、状態に応じた食生活の援助を扱う。

エ 排泄

排尿・排便状態や動作,排泄習慣や行動をアセスメントし,尿失禁,便秘・下痢の 予防を含めて状態に応じた援助を扱う。

才 清潔

清潔状態,清潔習慣や行動をアセスメントし,皮膚障害の予防を含めて,状態に応じた援助を扱う。

カ 歩行・移動

歩行・移動能力をアセスメントし、正しい姿勢、移動方法及び生活動線の適正化を 通して、転倒・転落予防を扱う。

キ睡眠

睡眠状態をアセスメントし,睡眠障害に応じた影響要因の除去,生活リズムの改善, 使用薬物の適正化などを扱う。

ク 活動と生きがい

活動や生きがいが心身に与える影響についてアセスメントし、心身の健康の保持増進のために、家庭や地域社会での役割、対人交流、生きがいや楽しみの発見・維持を促す援助を扱う。

[指導項目]

- (3) 診療を受ける高齢者の看護
 - ア急性期
 - イ 慢性期
 - ウ終末期

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目]の(3)については、診療を受ける高齢者の病期別の看護の知識と技術に ついて基礎的な内容を扱うこと。

(3) 診療を受ける高齢者の看護

ここでは、病期別の特徴を踏まえた看護についての学習を通して、各病期に起こりやすい多様な問題に対する看護について考察を深め、高齢者の安全・安楽を守り、当事者の意思を尊重し、医療チームの一員として取り組む姿勢を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 診療を受ける高齢者の看護について、病期別の特徴を理解するとともに、関連する 技術を身に付けること。
- ② 高齢者に起こる病期別の多様な問題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 病期別の高齢者の看護について自ら学び、高齢者の健康の保持増進または看取りの 支援について主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 急性期

身体機能や免疫力などが低下傾向にある高齢者は転倒による骨折や感染症を起こし やすい。また、発症しても定型的な症状が現れにくい高齢者の特徴を踏まえ、全身状態の総合的なアセスメントを行い、診察、検査、入院や手術などが高齢者の心身に与える負担の軽減、合併症や生活不活発病の予防と回復を促進する看護について扱う。 加えて、急性期から退院を見通した生活支援についても扱う。

イ 慢性期

高齢者の慢性期においては複数の疾患に罹患したり、多剤を長期に併用したりしていることも多い。また、同量の薬物でもその作用の発現には個人差が大きい高齢者の特徴を踏まえ、使用薬物の作用・副作用に関する総合的なアセスメントを行い、薬の飲み忘れや飲み間違いを防ぐ適切な服薬管理の援助について扱う。リハビリテーションや生活指導などについては、地域連携も含めて扱う。

ウ 終末期

終末期にある高齢者が、自分の意思で療養場所や治療方法を選択し、人間として尊厳を保ち、穏やかに過ごせるよう、家族を含めた総合的なアセスメントとその支援を扱う。

[指導項目]

- (4) 高齢者に多い健康障害と看護
 - ア 感染症
 - イ 骨折
 - ウ パーキンソン症候群
 - 工 認知症
 - オ うつ
 - カ せん妄

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(4)については、高齢者に多い健康障害とその治療に関する看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

(4) 高齢者に多い健康障害と看護

ここでは、高齢者に多い健康障害とその基本的な看護についての学習を通して、高齢者の生活や健康の特徴の理解を基に、高齢者の健康障害と生活状況に応じた看護を実践できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 高齢者に多い健康障害と看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 高齢者に多い健康障害と看護について多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 高齢者に多い健康障害と看護について自ら学び、高齢者の健康の保持増進を目指し、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 感染症

高齢者の免疫機能や生活状況に関する理解を基に、高齢者に多い肺炎やインフルエンザ、肺結核、ノロウイルス、疥癬などについて、それぞれの疾患の要因や症状、検査、治療について、その予防や発症時、再発防止における看護と関連付けて扱う。

イ 骨折

高齢者に多い大腿骨頸部骨折や脊椎圧迫骨折, 橈骨遠位端骨折, 上腕骨近位端骨折 などについて, その要因, 症状, 検査, 治療に関する理解を基に, 手術を受ける高齢 者の看護, 生活不活発病等の合併症の予防やリハビリテーション看護などを扱う。

ウ パーキンソン症候群

高齢者に多くみられるパーキンソン症候群の種類や原因,症状,検査,治療に関する理解を基に,日常生活の障害の援助,リハビリテーション,適切な服薬管理などの看護と関連付けて扱う。

工 認知症

高齢者の認知症の種類や原因、症状、検査、生活への影響に関する理解を基に、家族を含めた日常生活の援助及び高齢者の権利擁護、虐待防止、レスパイトケアなどと 関連付けて扱う。

オ うつ

高齢者のうつ病の要因や症状,生活への影響,治療に関する理解を基に,家族を含めた日常生活の過ごし方,睡眠・休息の確保,自殺予防,服薬管理などの看護と関連付けて扱う。

カ せん妄

高齢者のせん妄の要因や症状,生活への影響,治療に関する理解を基に,家族を含めた環境整備,心身の安静・休息,刺激の除去,事故防止などの看護と関連付けて扱う。

第7節 小児看護

この科目は「基礎看護」及び「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復の促進」、「健康支援と社会保障制度」の学習を基礎として、「成人看護」、「老年看護」、「母性看護」、「精神看護」、「在宅看護」、と関連付けて学習することによって、小児看護の実践に必要な資質・能力を育成するものであり、「看護臨地実習」における学習の基盤となるものである。今回の改訂では、社会の変化への対応として、小児看護の倫理的課題を位置付けるとともに、学習内容を整理するなどの改善を図った。

第1目標

1 目 標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、 小児看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 小児看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 小児看護に関する多様な課題を発見し,看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 小児看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、小児の健康の保持 増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、成長・発達の過程にある小児の特質を理解した上で、小児各期の健康課題と看護及び診療時の看護に関する知識と技術を実践的・体験的な学習活動を通して習得するとともに、習得した知識と技術を適切に活用し、保健医療福祉チームの一員として連携・協働して取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、小児の成長・発達の過程を身体的・精神的・社会的側面から理解するとと もに、成長・発達に応じた育児及び健康状況に応じた看護に関する知識と技術を身に付け るようにすることを意味している。

目標の(2)は、成長・発達の過程にある小児の健康課題の具体例を取り上げ、看護の職業倫理を踏まえ、小児の安全・安楽や権利擁護、成長・発達を促す視点から援助を考察するとともに、家族を含めて実施する援助とその根拠を明確にして課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、小児の健康課題の解決に当たっては、疾病・障害等の回復や健康管理とと もに、小児の成長・発達の視点を重視し、主体的かつ協働的に看護の実践に取り組む態度 を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)小児の健康と

看護,(2)小児各期の健康課題と看護,(3)診療を受ける小児の看護の三つの指導項目で, 2~4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また,内容を取扱う際 の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(2)及び(3)については、具体的な事例を取り上げて演習などを行い、 小児の個別性に応じた看護を考察できるよう工夫すること。

演習等の学習活動を行う場合は、対象とする小児の成長・発達に応じて安全・安楽及び権利擁護に配慮した援助について、小児と家族の状況や思いを踏まえて考察・協議の上、計画・実施・振り返りを行い、多様かつ創造的な考えをもつことができるようにすることが大切である。

イ 〔指導項目〕の(3)については,学科の特色に応じて,扱わないことができること。

内容の「(3)診療を受ける小児の看護」については、専攻科と合わせて看護師養成を行う 学科の場合には専攻科において扱い、高等学校では扱わないことができる。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 小児の健康と看護
 - ア 小児の健康の特徴
 - イ 小児の保健と福祉
 - ウ 小児看護の特徴
 - エ 小児看護の倫理的課題

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)については、小児保健及び倫理的課題の現状を扱うこと。

(1) 小児の健康と看護

ここでは、小児の健康の特徴である成長と発達の過程の理解を基に、成長と発達の現状と課題、小児の倫理的課題の学習を通して、小児の健やかな成長と発達を支える看護の役割について学び、小児の権利を擁護し、意思決定を支援するとともに、小児の健康の保持増進を目指す課題解決に向けて多職種と連携・協働して取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 小児の健康と看護について理解すること。
- ② 小児の健康と看護に関わる多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 小児の健康と看護について自ら学び、小児の健康の保持増進を目指して、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 小児の健康の特徴

小児の正常な心身の成長・発達について,新生児期,乳児期,幼児期,学童期,思春期に分けて,各期の特徴を扱うとともに,成長と発達に影響を与える因子には遺伝的因子と環境的因子があり、特に環境的因子に含まれる家庭環境や養育者の影響,地域や学校の影響について取り上げる。また,成長・発達の評価方法についても異常の早期発見の視点から取り上げる。

イ 小児の保健と福祉

小児の保健と福祉の現状を理解するため、関係する主な統計資料を扱い、改善されてきた課題や現在の課題について、日本だけでなく国際的な視点からも考察する学習活動を取り入れることが重要である。また、予防接種等を含む小児の保健と福祉に関係する主な法規や制度、行政の取組を課題と関連付けて扱い、その成果と継続している取組についても取り上げる。

ウ 小児看護の特徴

小児の特徴の理解を基に、小児の健康の保持増進のためには、小児だけでなく、小児を取り巻く家族、地域、学校等の状況の把握と働きかけが重要であり、特に家族との関係や影響には留意し、小児と家族を共に支援する必要があることを取り上げる。また、学童期に心身の健康の正しい理解と望ましい生活習慣を身に付けることは、生涯にわたる健康づくりの基盤となるので、親や養育者だけでなく、小児自身への健康教育の重要性も扱う。加えて、健康問題を抱える小児については、発達の段階に応じた説明・支援を行うとともに、子供の権利を守り、意志を確認し、健康問題の解決と共に生活の質の向上を目指すことが重要であることを取り上げる。

エ 小児看護の倫理的課題

小児に関わる倫理的課題として,子供自身の意思決定の支援,権利擁護とともに, 虐待,いじめなどによる心身の健康問題の事例を取り上げ,多様な視点から考察する 学習活動を取り入れる。

[指導項目]

- (2) 小児各期の健康課題と看護
 - ア 新生児期・乳児期
 - イ 幼児期
 - ウ 学童期
 - 工 思春期

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、健康課題を小児各期の成長・発達の特徴と関連付けて扱うこと。

(2) 小児各期の健康課題と看護

ここでは、小児各期の特徴及び成長・発達に伴って起こりやすい健康課題、健やかな成長・発達に必要な日常生活の支援に関する基本的な知識と技術を習得し、その知識と技術を適切に活用できるようにすることをねらいとしている。加えて、小児の安全で健全な成長・発達を促すために必要な養育者への関わりや小児への保健活動などの看護についても考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 小児各期の健康課題と看護について理解するとともに、関連する技術を身に付ける
- ② 小児各期の健康課題と看護について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 小児各期の健康課題と看護について自ら学び、健康の保持増進を目指し主体的かつ 協働的に取り組むこと。

ア 新生児期・乳児期

子宮内から外界に適応する期間における食事、排泄、清潔、睡眠、保温等の日常生活の援助について扱う。また、生命の維持だけでなく心身の機能の発達のためには、遊び、コミュニケーション、情緒など、刺激とその反応が適切に繰り返されることが重要であることを取り上げる。また、適切な養育によって確立される小児と養育者との愛着形成は基本的な信頼の獲得となるため、その後の人間関係に影響を与えることを扱う。起こりやすい健康課題として、免疫機能の未発達による感染症、窒息、誤飲、熱傷、溺死、転倒・転落等の事故とその対策について扱う。

イ 幼児期

家庭や保育所・幼稚園等において、幼児が基本的な生活習慣を身に付けていく過程 及び集団生活の中でルールを守るなど社会性を身に付けていく過程の支援について、 年齢ごとの特徴を踏まえて扱う。起こりやすい健康課題として、集団生活による感染 症及びアトピー性皮膚炎、喘息等のアレルギー性疾患を取り上げる。

ウ 学童期

基本的な生活習慣,学習習慣や規範意識の基礎を身に付けるとともに,豊かな情操を育てることの重要性を扱う。起こりやすい健康課題として,生活習慣等による近視,う歯,肥満,アレルギー性疾患等を扱い,望ましい生活習慣を身に付けるための援助について考察する学習活動を行う。また,学習活動や人間関係で困難を感じている小児やいじめ,虐待,不登校等によって心身に問題を抱えている小児の援助についても取り上げる。

工 思春期

第二次性徴の始まりから、身体発育が完成・安定するまでの期間で、小児から成人への移行期の心身の成長・発達の経過を扱う。起こりやすい健康課題として、摂食障害、性感染症、薬物、喫煙等を取り上げ、思春期に応じたヘルスプロモーションの支援について考察する学習活動を行う。

[指導項目]

- (3) 診療を受ける小児の看護
 - ア 診療に伴う看護
 - イ 急性期
 - ウ慢性期
 - 工 終末期

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については、診療を受ける小児とその家族に対する病期別の看護 の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

(3) 診療を受ける小児の看護

ここでは、小児が診療を受ける場合の看護について、小児の成長・発達の特徴(身体的・精神的・社会的特徴)をもとに、看護の職業倫理を踏まえて小児と家族の不安を軽減し、診療と並行して、成長・発達や遊び・学習、望ましい家族関係の維持、発達課題の達成等を支援する基礎的な看護の習得をねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 診療を受ける小児の看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 診療を受ける小児の看護について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を 見いだすこと。
- ③ 診療を受ける小児の看護について自ら学び、小児の安全・安楽を守り、回復の促進または穏やかな最期を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 診療に伴う看護

小児の診療時の安全確保とその重要性,正確な診療のための注意事項,小児と家族の不安や緊張を緩和する対応の工夫について扱う。疾患や治療について説明する場合は,家族とともに当事者である小児が理解できるよう,年齢や発達状態に応じた工夫(プレパレーション他)を行い,小児が主体的にセルフケアを目指す援助について扱う。入院や治療が長期化する場合の心身の成長・発達を促す支援についても扱う。また,虐待が疑われる場合の対応も取り上げる。

イ 急性期

急性期にある小児と家族の特徴,疼痛管理,全身管理を扱う。小児と家族の不安と緊張の軽減には速やかな処置とともに状況の説明が重要であることを扱う。急性期症状としては,発熱,脱水,下痢・嘔吐,呼吸困難,けいれん等を取り上げる。救命救急では,誤飲,熱傷,溺水等を取り上げ,第一次救命処置について小児の特徴を中心に扱う。周手術期の看護では,小児期に起こりやすい手術適応疾患を取り上げ,小児の特徴を踏まえた看護について具体例を取り上げて学習する。

ウ 慢性期

慢性の経過をたどる小児と家族の特徴,小児による主体的な健康管理の重要性とと もに,医療的ケアを含む日常生活,学習や遊びの支援について扱う。小児の主な疾患 の看護として,遅延性意識障害(脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群),腎疾患,アレ ルギー性疾患,内分泌疾患,先天性疾患,悪性腫瘍を取り上げる。併せて,小児期発 症疾患の移行期医療支援についても具体例を取り上げて学習する。

工 終末期

終末期にある小児と家族の特徴,緩和ケアを扱う。先天性の障害や不慮の事故,突然の発症や長い療養の後など,終末期に至った経過や状況を踏まえ,小児と家族の希望を尊重するとともに,家族の看取りや悲嘆への援助(グリーフケア)の重要性についても取り上げる。

第8節 母性看護

この科目は「基礎看護」及び「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復の促進」、「健康支援と社会保障制度」の学習を基礎として、「成人看護」、「老年看護」、「小児看護」、「精神看護」、「在宅看護」と関連付けて学習することによって、母性看護の実践に必要な資質・能力を育成するものであり、「看護臨地実習」における学習の基盤となるものである。今回の改訂では、社会の変化への対応として、母性看護の倫理的課題を位置付けるとともに、学習内容を整理するなどの改善を図った。

第1 目標

1 目 標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、 母性看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 母性看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 母性看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ 創造的に解決する力を養う。
- (3) 母性看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、母性の健康の保持 増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、母性看護の基本となる概念を理解した上で、女性のライフサイクル各期の看護及び周産期における看護に関する知識と技術を実践的・体験的な学習活動を通して習得するとともに、習得した知識と技術を適切に活用し、保健医療福祉チームの一員として連携・協働して取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、健全な母性観・父性観を育み、これを基に具体的な事例を通して学習することによって、性と生殖に関わる健康の保持増進、生命の尊重及び人権の擁護を行うために必要な知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、母性に関する健康課題について具体例を取り上げ、看護の職業倫理を踏まえ、性と生殖に関わる健康、生命の尊重及び人権の擁護、文化や習慣の配慮、意思決定の支援やセルフケアを目指す視点からの援助を考察するとともに、実施する援助とその根拠を明確にして課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、母性の健康課題の解決に当たっては、性と生殖に関わる健康を目指すと ともに、生命の尊重及び人権の擁護を重視し、主体的かつ協働的に看護の実践に取り組 む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1) 母性の健康と

看護,(2)女性のライフサイクル各期の健康課題と看護,(3)周産期の看護の三つの指導項目で,2~4単位程度履修されることを想定して,内容を構成している。また,内容を取り扱う際の配慮事項は,次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 具体的な事例を取り上げて演習などを行い、母性看護の対象となる人々の個別性に 応じた看護を考察できるよう工夫すること。

演習等の学習活動を行う際には、女性のライフサイクルにおける母性の現状をイメージできるよう適宜視聴覚教材等を活用し、母子の安全を最優先に考えるとともに、生命及び人権に関わる倫理的配慮、関連する法規を踏まえる視点をもつことが重要である。また、母性の各期の特徴に応じて、父性を含む当事者の思いと意思決定を支援し、尊重する援助について考え、集団での協議を経て、計画・実施・振り返りを行い、多様かつ創造的な考えをもつことができるようにすることが大切である。

イ [指導項目]の(3)のイについては、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

[指導項目]の「(3)周産期の看護」の「イ周産期の異常と看護」については、専攻科と合わせて看護師養成を行う学科の場合には専攻科において扱い、高等学校では扱わないことができる。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 母性の健康と看護
 - ア 母性の概念
 - イ 母子保健の動向
 - ウ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
 - エ 母性看護の特徴
 - オ 母性看護の倫理的課題

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)については、母性と母性看護の基本的な概念、母子保健の現状及 び関連する制度、生命倫理を含む倫理的課題の現状を扱うこと。

(1) 母性の健康と看護

ここでは、母性看護の基本となる概念の学習を通して、母性の捉え方、母性の健康に

ついての考え方,母子保健の現状,母性看護に関わる倫理的課題の現状について理解を 深め,母性看護を実践するための基盤となる資質・能力を育成することをねらいとして いる。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 母性の健康と看護について理解すること。
- ② 母性の健康と看護に関わる多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 母性の健康と看護について自ら学び、母性の健康の保持増進を目指して主体的かつ 協働的に取り組むこと。

ア 母性の概念

次世代を担う子供の健全な育成については母性と父性及び親性の考え方の重要性を取り上げる。また、母性観・父性観は時代や社会、文化やジェンダーの影響を受けて変化すること、母性の健康の保持・増進は全てのライフサイクルで取り組む課題であることを扱う。

イ 母子保健の動向

母子保健に関わる主要な統計資料及び関連する法規や制度を扱って、現状分析に取組、グローバルな視点や年次推移による変化から課題を見出し、母子の健康の保持増進のために必要な支援について考察する学習活動を行う。

ウ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を扱い、性と生殖に関する健康や権利に 関わる現状を取り上げ、生命の尊重と人権の擁護の重要性や意思決定の支援について 考察する学習活動を行う。

エ 母性看護の特徴

母性看護の概念とともに、母性の健康の保持増進においてはヘルスプロモーションが重要であり、当事者が主体的に健康の保持増進を行えるよう支援する看護について扱う。また、母性の健康には家族の発達も影響を与えるので、各段階における発達課題とその対応を扱う。

オ 母性看護の倫理的課題

母性看護に関わる倫理的課題として、生殖医療技術の進歩による生命の誕生や性に関わる課題及び育児に関する課題、性に関わる心身の苦痛の事例などについて取り上げ、他者への共感や思いやり及び人権の擁護の重要性について多様な視点から考察する学習活動を取り入れる。

[指導項目]

(2) 女性のライフサイクル各期の健康課題と看護

ア 思春期

- イ 成熟期
- ウ更年期
- 工 老年期

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目]の(2)については、ライフサイクル各期の特徴と健康課題を関連付けて 扱うこと。

(2) 女性のライフサイクル各期の健康課題と看護

ここでは、ライフサイクル各期における母性の発達の特徴と健康課題の学習を通して、 母性の健やかな育成と加齢による影響について理解を深め、女性の全人的な健康に必要 な支援について考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 女性のライフサイクル各期の看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 女性のライフサイクル各期の看護について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて 解決策を見いだすこと。
- ③ 女性のライフサイクル各期の看護について自ら学び、母性の健康の保持増進を目指 し、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 思春期

思春期は初経の発来など、身体的には第二次性徴を迎え、性機能が発達するが、身体的な変化は心理的な反応を引き起こすという特徴を踏まえ、月経異常、性行動と性感染症、ダイエット、子宮頸がん予防などの健康課題とその看護を扱う。

イ 成熟期

成熟期は、身体的には生殖機能が成熟し、性周期が確立する。精神的にも自立し、 自分の家庭を持つことや出産や育児に関心が高くなるなどの特徴を踏まえ、家族計画、 不妊、不育、DV (ドメスティック・バイオレンス)、生殖器がんなどの健康課題とその 看護を扱う。

ウ 更年期

更年期は、身体的には卵巣機能が衰退し、閉経を迎えるため、ホルモン環境の変化に伴う症状が出現することがある。精神的には子供の独立、親の介護などによって生活が変化することにより不安定になりやすいなどの特徴を踏まえ、更年期障害、うつなどの健康課題とその看護を扱う。

工 老年期

老年期は、身体的には加齢により免疫や筋力などの機能が低下する傾向があるが、 精神的には完熟期を迎えるなどの特徴を踏まえ、女性生殖器、がん、骨粗鬆症、性器 脱、膣炎、外陰炎などの健康課題とその看護を扱う。

〔指導項目〕

- (3) 周産期の看護
 - ア 周産期の正常経過と看護
 - (ア) 妊娠期の生理と妊婦の看護
 - (イ) 分娩期の生理と産婦の看護
 - (ウ) 産褥期の生理と褥婦の看護
 - (エ) 新生児期の生理と看護
 - イ 周産期の異常と看護
 - (ア) 妊娠期の異常と看護
 - (イ) 分娩期の異常と看護
 - (ウ) 産褥期の異常と看護
 - (エ) 新生児期の異常と看護

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については,妊婦,産婦, 褥婦,新生児に対する看護の知識と 技術について基礎的な内容を扱うこと。

(3) 周産期の看護

ここでは、周産期の正常と異常に関する基本的な看護の知識と技術を習得し、習得した知識と技術を適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目] を指導する。

- ① 周産期の看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 周産期の看護について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 周産期の看護について自ら学び、周産期の健康の保持増進を目指して主体的かつ協 働的に取り組むこと。

ア 周産期の正常経過と看護

周産期の母体の心身の生理的な変化と胎児の発育過程及びそれに伴って生ずる日常生活上の問題や家族の機能について取り上げ、妊婦・産婦・褥婦の健康の維持と日常生活の安全・安楽を図り、産痛の緩和や分娩後の回復を促進する看護について扱う。併せて、妊娠中から行う出産・育児の準備教育を取り上げる。また、新生児の生理的な適応現象を扱うとともに、新生児の基本的な看護(保温、清潔、哺乳、排泄、感染防止、事故予防、母親への育児技術指導など)を取り上げる。併せて、愛着の形成過程や育児不安に対する母親、父親、家族への支援を扱う。

イ 周産期の異常と看護

妊娠期の異常では、出生前診断、流産、早産、感染症、上位胎盤早期剥離、前置胎

盤、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病、胎児の発生や発育の異常等を扱う。分娩期の異常では産道、陣痛、破水、胎位等に関する異常や分娩時異常出血・母体損傷、産科ショック、帝王切開術、胎児機能不全、胎児及び胎児附属物の異常等を扱う。産褥期の異常としては産褥感染症や子宮復古不全、産褥熱、肺塞栓、尿路感染症、乳房の異常(乳腺炎)のみならず、産褥期のメンタルヘルスの問題として産後うつや精神障害等を扱う。新生児の異常としては、新生児仮死、出産外傷、先天異常、代謝障害、感染症、新生児黄疸、早産児・低出生体重児等を扱う。併せて、これら周産期の母子の異常に対する看護とともにハイリスクな状態の新生児や予期しない死産等の母親や家族に対する看護を取り上げる。

第9節 精神看護

この科目は、「基礎看護」及び「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復の促進」、「健康支援と社会保障制度」の学習を基礎として、「成人看護」、「老年看護」、「小児看護」、「母性看護」、「在宅看護」と関連付けて学習することによって、精神看護の実践に必要な資質・能力を育成するものであり、「看護臨地実習」における学習の基盤となるものである。今回の改訂では、社会の変化への対応として、精神保健を位置付けるとともに、学習内容を整理するなどの改善を図った。

第1目標

1 目 標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動行うことなどを通して、 精神看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 精神看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 精神看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 精神看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の心身の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う

この科目では、精神の健康と障害について、精神医療の歴史及び精神保健医療福祉の変遷も踏まえて理解した上で、精神症状や精神に障害等がある人の権利擁護に努めるとともに、日常生活の困難さの軽減や自立した生活を送るための支援に関わる知識と技術を習得し、習得した知識と技術を日常生活の問題に応じて、適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、精神に障害等がある人と家族の苦悩について、具体的な事例を通して学習することによって、共感的に理解するとともに、精神障害の予防や早期回復、セルフケア、社会復帰等に関する知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、精神に障害等がある人の具体例を取り上げ、看護の職業倫理を踏まえ、 人権の擁護や地域生活支援の制度の活用と生活の自立、セルフケアを目指す視点からの 援助を考察するとともに、実施する援助とその根拠を明確にして課題を解決する力を養 うことを意味している。

目標の(3)は、精神に障害等がある人の健康課題の解決に当たっては、社会生活への参加と自立、生活の質の向上を目指し、主体的かつ協働的に看護の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)精神の健康と看護、(2)精神保健医療福祉の変遷、(3)精神障害の状況に応じた看護、(4)主な精神障害と看護の四つの指導項目で、2~4単位程度履修されることを想定して、内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取扱う際の配慮事項)

ア 精神の健康の保持増進及び精神障害のある人の看護を統合的に学習できるよう工 夫すること。

内容を取り扱う際には、心身の健康の相互作用と日常生活(食事,睡眠,運動,学校・職場での人間関係と活動状況等)との関連を踏まえて、精神障害の予防や回復に関する 看護を扱うとともに、地域での自立を重視し、「健康支援と社会保障制度」と関連付けて 学習することが重要である。

イ [指導項目]の(3)及び(4)については,具体的な事例を取り上げて演習などを行い, 精神に障害のある人の個別性に応じた看護を考察できるよう工夫すること。

演習等の学習活動を行う場合は、対象の状況に応じて自他の安全の確保、人権擁護に十分配慮した上で、当事者の様々な苦痛や困難に共感的に応じ、寄り添うとともに、セルフケアに向けた支援について、家族及び当事者の思いや状況を含めて考え、集団での協議を経て、計画・実施・振り返りを行い、多様かつ創造的な考えをもつことができるようにすることが大切である。

ウ 〔指導項目〕の(3)及び(4)については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

[指導項目]の「(3)精神障害の状況に応じた看護,(4)主な精神障害と看護」については、専攻科と合わせて看護師養成を行う学科の場合には専攻科において扱い、高等学校では扱わないことができる。

2 内容

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 精神の健康と看護
 - ア 精神の健康
 - イ 精神機能の構造と発達
 - ウ ストレスと危機
 - エ 精神保健の動向

オ 精神看護の特徴

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)については、精神の健康に関する基礎的な内容を扱うこと。また、 精神看護の基本的な概念や人間関係、リエゾン精神看護、倫理的課題の現状も扱うこ と。

(1) 精神の健康と看護

ここでは、精神看護の基本となる概念の学習を通して、精神の健康と精神保健の考え 方、精神保健の現状、精神看護に関わる倫理的課題の現状について理解を深め、精神看 護を実践するための基盤となる資質・能力を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 精神の健康と看護について理解すること。
- ② 精神の健康と看護に関わる多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 精神の健康と看護について自ら学び、人々の心身の健康保持増進を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 精神の健康

精神の健康は、身体的な健康と相関的な関係にあることから、基本となる概念の学習を基に、心身の健康を日常生活(食事、睡眠、運動、人間関係、学習や仕事等)の 視点から捉え、精神の障害等を予防するための活動について考察する。

イ 精神機能の構造と発達

精神機能を担う脳の基本的な構造の理解を基礎として、人間の意識、知覚、認知(思考)、学習(記憶)、感情、人格(自我意識、欲求、意思)などの精神機能(心の働き)及びその異常を人間の生活行動と関連付けて扱う。併せて、精神機能の発達について、各段階の特徴及び発達課題の達成状況の具体例を取り上げて扱う。また、人間の基本的な欲求と、欲求が適切に満たされない場合に起こる防衛機制を取り上げ、人が意識的または無意識に行って精神の安定を図る仕組みを精神の健康の保持と関連付けて扱う。

ウ ストレスと危機

精神の健康に深くかかわるストレスや危機の要因及び概念に関する学習を基に、ストレスや危機的状況が心身に与える影響、ストレス関連疾患等について扱う。併せて、精神障害を予防するために、危機やストレスに適切に対処する方法について具体例を取り上げるとともに、危機的状況にある人への介入について考察する学習活動を行う。

エ 精神保健の動向

精神保健に関する主要な統計資料及び関連する法規や制度を取り上げ、現状を理解する。また、地域や学校、職場におけるメンタルヘルスの取組の現状と健康障害の予

防の概要等についても扱う。

オ 精神看護の特徴

現代社会は様々な要因から精神症状を現す人が増加する傾向にあり、多様な場面で精神看護が必要とされていることから、精神看護の意義と役割について、基本となる概念及びリエゾン看護の学習を基とし、精神機能に何らかの問題がある人とその家族との信頼関係の構築、心身の安全管理、セルフケアの支援、さらに、対象となる人々のもつ生きる力と強さに着目したレジリエンス、リカバリー、ストレングス、エンパワメントの支援、チーム医療や包括的暴力防止プログラム等について扱う。また、精神看護は歴史的な経緯から多くの倫理的課題を内包しており、対象となる人々の権利擁護が重要な課題であることについて具体例を取り上げ多様な視点から考察する学習活動を行う。

[指導項目]

- (2) 精神保健医療福祉の変遷
 - ア 精神医療の歴史
 - イ 精神に障害のある人の権利擁護
 - ウ 精神保健福祉制度の変遷

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目]の(2)については、精神医療や精神看護の歴史を通して、精神に障害のある人の人権や権利擁護、精神保健医療福祉における看護の役割を扱うこと。また、地域で生活していくための支援システムや必要な援助も扱うこと。

(2) 精神保健医療福祉の変遷

精神に障害等がある人が差別、偏見、隔離、収容などによって人権を侵害される状況に置かれた歴史を理解した上で、当事者の人権の擁護、地域で自立した暮らしを支援する看護の知識と技術を実践的・体験的な学習活動を通じて習得するとともに、習得した知識と技術を人々に応じて適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目] を指導する。

- ① 社会の変化とともに変わってきた精神医療や関連する制度の概要について理解すること。
- ② 精神医療や関連する制度の実際について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 精神に障害等がある人の権利を擁護し、地域で自立した生活を目指す看護について 自ら学び、精神保健医療福祉の多職種と連携して、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 精神医療の歴史

精神医療の歴史の学習を通して、精神に障害等がある人の捉え方や看護が精神障害

の診断,治療の発達等によって変遷してきたことを理解するとともに,精神障害のある人の社会生活の変遷について扱う。また,精神保健福祉活動について具体例を取り上げ考察する学習活動を行う。

イ 精神に障害のある人の権利擁護

精神に障害等がある人の意思決定や代理意思決定の過程が適切に行われるよう支援する重要性と関連する制度についても、具体例を取り上げて扱う。

ウ 精神保健福祉制度の変遷

精神に障害等がある人の日常生活の支援や地域社会における支援について、関連する制度とその活用及び具体例を扱う。

[指導項目]

- (3) 精神障害の状況に応じた看護
 - ア 検査
 - イ 治療
 - ウ急性期
 - 工 慢性期

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については、精神障害の状況に応じた看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

(3) 精神障害の状況に応じた看護

ここでは、精神に障害等がある場合の検査、治療、急性期、慢性期の看護の基本的な知識と技術について、実践的・体験的な学習活動を通じて習得するとともに、習得した知識と技術を人々に応じて適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 精神障害の状況に応じた看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 精神障害の状況に応じた多様な課題を発見し、当事者の権利を擁護した上で、回復の促進並びに自立支援を目指して解決策を見いだすこと。
- ③ 精神障害の状況に応じた看護について自ら学び、当事者の多様な価値観等を尊重した上で、医療チームの一員として主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 検査

精神医療における主な検査として,心理検査,生理検査(脳波検査,髄液検査,磁 気検査, X線検査)などの内容と検査時の看護を扱う。

イ治療

精神医療における主な治療として、薬物療法、心理・社会的療法、電気けいれん療

法等の内容と各治療時における看護について扱う。

ウ 急性期

急性期に出現しやすい精神症状を扱うとともに、当事者及び関係者の安全に留意しつつ、症状によって影響を受ける日常生活上の困難(食事、排泄、清潔、睡眠などの障害)に対する援助技術を扱う。また、急性期から早期の回復を目指し、生活リズムを整える支援、生活行動の自立の支援、当事者が主体的に生きていけるよう本人の強みに着目し、本人の回復力を支援する働きかけについて扱う。

工 慢性期

病状が安定している慢性期においては、生活行動の自立等による精神機能の回復を促進する支援とともに、地域で自立した生活を送るための支援を扱う。自宅もしくはグループホーム等への外出や外泊の支援、必要となる社会資源の把握と活用、今後の生活に関する具体的なイメージ化の支援等について扱う。また、看護の継続性の重要性を踏まえ、多職種連携・協働の実際について具体例を取り上げて扱う。

[指導項目]

- (4) 主な精神障害と看護
 - ア 症状性を含む器質性精神障害
 - イ 精神作用物質による精神および行動の障害
 - ウ 統合失調症
 - エ 気分障害
 - オ 神経症性障害,ストレス関連障害
 - カ 生理的障害、身体的要因に関連した行動症候群
 - キ 成人の人格及び行動の障害
 - ク 小児・青年期の精神及び心身医学的疾患

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目]の(4)については、主な精神障害に関する看護の知識と技術について基 礎的な内容を扱うこと。

(4) 主な精神障害と看護

ここでは、主な精神障害の特徴に応じた看護の知識と技術に重点を置き、実践的・体験的な学習活動を通じて習得するとともに、習得した知識と技術を人々に応じて適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 主な精神疾患と看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 主な精神疾患に応じた多様な課題を発見し、当事者の権利を擁護した上で、安全・安楽を守り、症状の緩和並びに生活の質の改善に向けて解決策を見いだすこと。

③ 主な精神疾患と看護について自ら学び、当事者の多様な価値観を尊重した上で、医療チームの一員として主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 症状性を含む器質性精神障害

認知症及び身体疾患によって二次的に起こる症状精神病などの看護を扱う。

イ 精神作用物質による精神および行動の障害

アルコール関連障害、薬物依存・中毒などの看護を扱う。

ウ 統合失調症

精神疾患の代表例として、妄想や幻覚、まとまりのない会話、緊張病性の行動、意 欲欠如などの多様な症状をもち、慢性化しやすい患者の看護について、具体例を取り 上げて扱う。

工 気分障害

気分や感情の大きな変化とともに多彩な症状(多弁多動,観念放逸,抑うつ気分,欲動の低下,制止など)を示す気分障害(うつ病,躁うつ病など)の患者の看護について,具体例を取り上げて扱う。

オ 神経症性障害、ストレス関連障害

不安障害,強迫性障害,重度ストレスへの反応及び適応障害,解離性障害などの看護を扱う。

カ 生理的障害、身体的要因に関連した行動症候群

摂食障害, 睡眠障害, 性機能不全などの看護を扱う。

キ 成人の人格及び行動の障害

妄想性, 非社会性, 統合失調症質性, 情緒不安定性(境界性, 衝動型), 演技性, 回避性などに起因する偏った行動によって社会生活に障害をきたしている状態に応じた看護を扱う。

ク 小児・青年期の精神及び心身医学的疾患

多動性障害, 行為障害, 分離不安障害, 反応性愛着障害, チック障害などの看護を 扱う。

第10節 在宅看護

この科目は、「基礎看護」及び「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復の促進」、「健康支援と社会保障制度」の学習を基礎として、「成人看護」、「老年看護」、「小児看護」、「母性看護」、「精神看護」と関連付けて学習することによって、在宅看護の実践に必要な資質・能力を育成するものであり、「看護臨地実習」における学習の基盤となるものである。今回の改訂では、社会の変化への対応として、在宅看護の倫理的課題を位置付けるとともに、学習内容を整理するなどの改善を図った。

第1 目標

1 目 標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、 在宅看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 在宅看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 在宅看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ 創造的に解決する力を養う。
- (3) 在宅看護について,よりよい看護の実践を目指して自ら学び,在宅療養者の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、様々な疾病・障害の医療的処置等を継続しながら、在宅で生活している人々を支援するための知識と技術を習得し、習得した知識と技術を在宅療養者と家族等の多様な価値観や生活スタイルに応じて、適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、在宅看護の意義、役割などの基本的な理解の基に、在宅療養者と家族等の安全を守り、治療や健康管理の方法とともに、在宅療養における生活の質の向上に関する知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、多様な生活の場における療養の具体例を取り上げ、看護の職業倫理を踏まえ、状況に応じた安全対策、療養者と家族のセルフケア力の向上、介護を行う家族の健康障害の予防などの視点から援助を考察するとともに、実施する援助とその根拠を明確にして、在宅看護特有の課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、在宅療養者の健康課題の解決に当たっては、療養者の意思決定を支援するとともに家族の負担に配慮した上で、生活の質の向上を目指し、保健医療福祉チームの一員として主体的かつ協働的に看護の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1) 在宅看護の特徴、(2) 在宅療養を支える制度、(3) 在宅療養者と家族等への支援の三つの指導項目で、 $2\sim4$ 単位程度履修されることを想定して、内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 在宅での療養に近い状況を設定し、看護科に属する各科目と関連付けた演習などを 行い、在宅療養者の個別性に応じた看護を考察できるよう工夫すること。

演習等の学習活動を行う場合は、多様な療養者と家族等の状況と関係、生活の場における療養のリスクマネジメント、地域で活用できる社会資源を関連付けて考えるとともに、在宅療養者と家族等の生活の質の向上に向けた支援について考察を深めることが重要である。

イ 〔指導項目〕の(3)については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

内容の「(3) 在宅療養者と家族等への支援」については、准看護師養成を目的とする 学科においては扱わないことができる。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 在宅看護の特徴
 - ア 在宅看護の意義
 - イ 在宅看護の役割と機能
 - ウ 在宅看護の対象
 - エ 在宅看護の倫理的課題

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)については,生活の場における療養の安全対策,社会資源の活用, 地域における多職種との連携,倫理的課題の現状を扱うこと。

(1) 在宅看護の特徴

ここでは、療養の場の多様化による在宅看護の意義を踏まえ、住み慣れた地域で療養する人々を支える在宅看護の役割や機能、在宅看護で対応が求められる倫理的課題について、総合的に理解を深め、人々の生活の質の向上に寄与できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、

〔指導項目〕を指導する。

- ① 在宅看護の特徴について理解すること。
- ② 在宅看護の特徴に関わる多様な課題を発見し、在宅療養者の権利を擁護し、その意思決定に沿って解決策を見いだすこと。
- ③ 在宅看護の特徴について自ら学び、在宅療養者の健康管理と生活の質の向上を目指 し、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 在宅看護の意義

医療技術の進歩や社会構造の変化により、在宅での療養が可能な疾患や障害等が増えていることから、医療的処置を継続しながら、生活の質の向上を目指すとともに、療養者がその人らしく暮らせるよう支援する在宅看護の役割について扱う。また、終末期を過ごす場としても在宅を選択する人々が増えていることから、療養者と家族の意思決定を支援し、尊重する事例等も扱う。

イ 在宅看護の役割と機能

在宅療養では、療養者と家族等が医療的処置等を安全に実施できるよう支援するとともに、生活の場であることを踏まえて、個々の状況に応じたリスクマネジメントの重要性についても扱う。また、在宅療養者の生活の質の向上には、多職種との連携・協働も欠かせないことから、保健医療福祉チームの一員として、地域の社会資源の把握と適切な活用について、具体例を取り上げて扱う。

ウ 在宅看護の対象

在宅看護では療養者とともにその家族等を対象として扱う。そのため、対象の理解では療養者と家族等の年齢や疾患・障害の有無、日常生活(食事、排泄、移動、睡眠、炊事、洗濯、買い物など)と社会生活(仕事、学業、地域活動など)の現状と希望などの把握とその必要性について扱う。また、在宅看護は学業や仕事の継続の支援を含み、療養者と家族等の生活に長期にわたり寄り添うとともに、終末期も担うことから、療養者と家族等がもつ多様な価値観に加えて、文化的な背景やジェンダー等の影響の理解も欠かせないことを扱う。

エ 在宅看護の倫理的課題

在宅看護では、療養の場と生活の場が同じという特徴から、在宅療養者と家族等との関係などが影響し、様々な倫理的課題が生じている現状を踏まえ、療養者の権利擁護及び意思決定支援の重要性について、法規と関連させて扱う。また、家族等に過重な介護負担が生じないよう、訪問介護やレスパイトケアなどの社会資源の活用についても具体例を取り上げ、多様な視点から考察する学習活動を取り入れる。

[指導項目]

- (2) 在宅療養を支える制度
 - ア 地域包括ケアシステム
 - イ 訪問看護制度

- ウ 医療保険制度
- 工 介護保険制度

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、 制度を利用している在宅療養者の具体的な事例を 扱うこと。

(2) 在宅療養を支える制度

ここでは、在宅療養者が地域で自立した生活を送りながら、必要な治療、看護、介護 を受けるための各種制度について理解し、適切に活用できるようにすることをねらいと している。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 在宅療養を支える制度について理解すること。
- ② 在宅療養を支える制度の実際について基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 在宅療養を支える制度について自ら学び、在宅療養者の生活の質の向上を目指し、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 地域包括ケアシステム

年齢に関わらず、疾病や障害等がある人々が、住み慣れた地域で、自分らしい生活を送れるよう支援するには、各自治体が地域の特性に応じて、医療・介護・生活支援を一体的に提供するシステムの活用が欠かせないことから、都市部や離島など、地域に応じたシステムとその活用について具体例を取り上げて扱う。

イ 訪問看護制度

在宅療養を安全で効果的に行うためには、訪問看護制度の活用が欠かせないことから、訪問看護制度における医療保険制度と介護保険制度での活用の違いを理解し、療養者の状況に応じて、適切に活用できるよう具体例を取り上げて扱う。

ウ 医療保険制度

在宅療養者の疾病や障害などの状況により,活用する医療保険制度は健康保険制度, 高齢者医療制度,公費負担等があることから,各々の適応例,内容,給付等について 具体例を取り上げて扱う。

エ 介護保険制度

在宅療養者が要支援や要介護の状況で、活用する介護保険制度は被保険者によって、活用が限られること、要支援と要介護で受けられるサービスが異なることなどについて具体例を取り上げて扱う。

[指導項目]

- (3) 在宅療養者と家族等への支援
 - ア 療養生活の援助
 - イ 治療に伴う援助
 - ウ 療養者の状況に応じた援助

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については,在宅療養者の日常生活の援助と治療及びその家族等 への援助の基礎的な内容を扱うこと。ウについては,終末期の支援も扱うこと。

(3) 在宅療養者と家族等への支援

ここでは、在宅療養者の生活、治療、状況に応じた看護の実践的・体験的な学習を通して、療養者の年齢、疾病・障害、治療の侵襲性、介護者の状況を踏まえ、療養者の安全・安楽を守り、療養者と家族等のセルフケア能力を高める基本的な看護及び、療養者と家族等の意思決定を支援し、生活の質の向上と自己実現を図る支援について考察を深めることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 在宅療養者と家族等への支援について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 在宅療養者と家族等への支援について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 在宅療養者と家族等への支援について自ら学び、在宅療養者の生活の質の向上を目指して、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 療養生活の援助

在宅における生活援助では、安全管理に留意し、セルフケアの程度に応じて必要となる社会資源を選択するとともに、関係者が生活援助を行えるよう支援する具体例を取り上げて扱う。併せて、災害時における在宅療養者と家族の健康危機管理についても扱う。

イ 治療に伴う援助

医療技術の進歩に伴って自宅で行える医療的処置(在宅酸素療法,経管栄養,DM管理,褥瘡管理等)が増加しているため、主治医の指示のもと、関係者がその管理を安全で正確に行えるよう支援する具体例について扱う。併せて、災害時における医療的処置についても扱う。

ウ 療養者の状況に応じた看護

在宅療養者の対象は乳幼児から高齢者まで、予防的ケアを要する人から終末期にある人まで、また難病患者・精神障害者など、対象疾患も多様であることから、その特徴に応じた看護の具体例を扱う。

第11節 看護の統合と実践

この科目は「基礎看護」及び「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復の促進」、「健康支援と社会保障制度」の学習を基礎として、「成人看護」、「老年看護」、「小児看護」、「母性看護」、「精神看護」、「在宅看護」と関連付けて学習し、看護科に属する各科目で修得した資質・能力を臨地で活用できるよう統合するものであり、「看護臨地実習」における学習の基盤となるものである。今回の改訂では、社会の変化への対応として、看護におけるマネジメント、国際看護を位置付けるとともに、学習内容を整理するなどの改善を図った。

第1 目標

1 目 標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、 看護の統合と実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 看護の統合と実践について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を 身に付けるようにする。
- (2) 看護の統合と実践に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 看護の統合と実践について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、看護科に属する各科目において育成した資質・能力を臨地における実践に模した設定で活用し、看護の実践者として複合的な問題を解決しながら行動できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、看護活動を行う組織の一員としてチーム医療のマネジメントを含む看護管理、災害看護の基本、国際看護の動向などについて、身近な問題と関連付けて知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、看護を実践する場合の多様な課題について、倫理原則、科学的根拠、優先順位、社会資源の活用、多様な価値観の尊重等を踏まえて解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、臨地の場面で発生する多様で複合的な課題の解決に当たっては、保健医療福祉活動の中で看護職が果たすべき役割を踏まえ、人々の健康の保持増進を目指して、 多職種と連携・協働し、主体的に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)看護におけるマネジメント、(2)災害看護、(3)国際看護の三つの指導項目で、 $2\sim4$ 単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示

されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 臨床実践に近い状況を想定し、看護科に属する各科目と関連付けた演習などを行う こと。

演習などの学習活動を行う場合は、実際の臨地で起こりやすい基本的な複合課題の場面を設定し、チームの一員としての看護活動を考え、協議した上で、実施、振り返りを行い、チームで課題を解決する力を高めるようにすることが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 看護におけるマネジメント
 - ア 看護活動の質の保証と向上
 - イ 医療安全のマネジメント
 - ウ 多重課題のマネジメント
 - 工 多職種連携
 - オ 看護に関わる政策と行政

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)については、看護活動の質を高めるため、看護業務の現状の分析、 看護職の継続教育、医療安全管理体制、チーム医療のマネジメント及び看護政策など を扱うこと。

(1) 看護におけるマネジメント

ここでは、社会の変化に対応して、よりよい看護を提供するため、スタッフとしての 看護活動、組織としての看護活動、地域における看護活動、看護活動と制度との関係に ついて、現状を分析して課題を発見するとともに、それぞれの看護活動を関連付け、統 合して考えることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 看護におけるマネジメントについて理解するとともに、関連する技術を身に付ける こと。
- ② 看護におけるマネジメントについて多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 看護におけるマネジメントについて自ら学び、多様な対象の健康の保持増進をチー

ムで目指し、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 看護活動の質の保証と向上

組織として行う看護活動は、医療や社会の変化に応じた効率化や質の向上が求められるため、活動状況を示す客観的な指標である看護必要度等から現状を把握して問題を分析し対応策を考えるなどの学習活動を取り入れる。併せて、質の向上のためには看護職一人ひとりの資質・能力の向上が欠かせないことから、継続教育について理解を深めるとともに、将来のキャリアを考える学習活動も取り入れる。

イ 医療安全のマネジメント

医療事故の現状把握と問題の分析を扱うとともに、組織として行う対策について具体例を取り上げ考察する学習活動を通して、医療安全を管理するシステム作りも、看護職としての責任であることを扱う。

ウ 多重課題のマネジメント

通常の臨床実践における複数受け持ちのスタッフ業務を設定し、対象の安全・安楽とともに優先順位の判断やチームでの看護活動における分担、多職種との連携について考察する学習活動を取り入れる。

工 多職種連携

看護の対象となる人々は、健康状況に応じて、医療施設や保健施設等に移動し、また自宅に戻るなど、継続的に保健医療福祉の支援を必要とするため、保健医療福祉関係者がチームとして連携・協働して行う支援の具体例を取り上げるとともに、チームの中で看護が果たすべき役割を扱う。

オ 看護に関わる政策と行政

看護に関わる政策と社会の変化を関連付けて考えるとともに,政策が作られる過程 と行政の役割を扱う。

[指導項目]

(2) 災害看護

- ア 災害の種類と医療
- イ 災害看護の特徴
- ウ 災害各期の看護

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、国内外の災害における看護活動を扱うこと。また、 心的外傷後ストレス障害などの心のケアや災害弱者への基本的な支援についても扱 うこと。

(2) 災害看護

ここでは,災害における人的被害を最小にするため,災害の種類とその特徴の理解を 踏まえた災害各期の基本的な看護の知識と技術について,実践的・体験的な学習活動を 通して習得するとともに、習得した知識と技術を適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 災害看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 災害看護について課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 災害看護について自ら学び,多様な人々の適切な救援を目指して,主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 災害の種類と医療

自然災害,人為的災害,特殊災害,複合災害の特徴と災害に応じた医療体制を扱う。 また,災害に関わる法制度や支援体制についても,過去の災害と関連付けて扱う。

イ 災害看護の特徴

被災者の命を守り、健康被害を最小限にとどめるために求められる対応について、過去の災害例を取り上げて考察する学習活動を行う。災害時に発生する健康問題に対応するとともに、災害後の生活による二次的な健康問題の予防の重要性、災害弱者の把握と支援、地域に応じた減災や防災の取組を扱う。また、災害看護の対象として被災者だけでなく、被災者の関係者や支援するボランティアも含む必要性など、災害看護の全体像を捉えられるよう扱うとともに、身近な地域の災害看護について考察する学習活動も取り入れる。

ウ 災害各期の看護

災害時の看護は超急性期、急性期、慢性期、静穏期ごとに特徴があり、この特徴を踏まえた基本的な看護について、多職種との連携を含めて扱う。必要に応じて具体例を取り上げて考察する学習活動を取り入れる。

[指導項目]

- (3) 国際看護
 - ア 国際保健
 - イ 対象のグローバル化
 - ウ 国際看護活動

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については、国際的な健康課題の現状や取組、看護活動を取り上げ、多様な文化や価値観の理解と尊重の重要性について扱うこと

(3) 国際看護

ここでは、国際的な健康課題や保健の現状、多様な文化背景をもつ看護の対象、国際 社会における看護活動の実際について理解し、グローバル化が進む国内外において、看 護活動を適切に行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 国際看護について理解すること。
- ② 国際看護について課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 国際看護について自ら学び、多様な国と地域における健康課題や災害時などのより よい支援を目指して、主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 国際保健

国際社会が世界共通の健康目標を掲げ、改善に取り組んでいる現状から、重要課題を抱える国や地域の影響要因を知るとともに看護の役割について扱う。

イ 対象のグローバル化

グローバル化の進展に伴い,国内外の看護活動においても様々な対象を理解する必要があることから,各国や地域における宗教,文化的背景,社会的背景,保健状況,生活習慣などを扱うとともに,多様な人々の価値観や意思の理解と尊重の重要性について具体例を取り上げて考察する学習活動を取り入れる。

ウ 国際看護活動

国際社会における健康課題(感染症,母子保健,高齢化など)及び緊急時における 国連機関や政府機関,国際NGOなどの協力体制や支援の現状を扱うとともに,活動の 具体例を取り上げ,身近な看護活動と関連付けて考察する学習活動を取り入れる。

第12節 看護臨地実習

この科目は,看護科に属する各科目で育成した資質・能力を臨地で活用することにより, 基本的な看護実践力を身に付けるとともに,看護科に属する全ての科目を関連付け,統合 化を図るものである。今回の改訂では,社会の変化への対応として,保健医療福祉施設で の実習を位置付けるとともに,学習内容を整理するなどの改善を図った。

第1 目標

1 目 標

看護の見方・考え方を働かせ、臨地において実践的・体験的な学習活動を行うこと などを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 臨地における看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を 身に付けるようにする。
- (2) 臨地における看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて解決策を探究し、合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 臨地における看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の安全と安楽を守り、健康の保持増進と生活の質の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、看護科に属する各科目において育成した資質・能力を統合して活用することにより、看護の理論と実践を結び付け、臨地における看護実践力を身に付けることをねらいとしている。

目標の(1)は、臨地における実践的・体験的な学習活動を通して、臨地の施設・設備や社会資源を理解し、看護に属する各科目で習得した知識と技術の統合を図るとともに、看護を実践する際のリスクマネジメントを踏まえた知識と技術も身に付けられるようにすることを意味している。

目標の(2)は、臨地における看護の対象がもつ様々な健康課題について、対象の理解を 基盤とした上で必要な援助を探究し、倫理原則、科学的根拠、優先順位、社会資源の活 用、対象の多様な価値観の尊重と意思決定の支援などを踏まえて解決する力を養うこと を意味している。

目標の(3)は、多様な健康課題の解決に当たっては、臨地における実践的・体験的な学習活動を通して、看護の職業倫理、生命倫理、人権擁護などに基づく望ましい看護観を醸成し、看護職の果たすべき役割を踏まえ、保健医療福祉に関わる多職種と連携・協働し主体的に看護の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう,(1)基礎看護臨

地実習, (2) 領域別看護臨地実習, (3) 統合実践看護臨地実習の三つの指導項目で, 10 ~21 単位程度履修されることを想定して構成している。また, 内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 生徒が主体的に看護に関する課題を設定し、問題解決を図る学習を行うこと。

臨地実習においては、看護科に属する各科目の学習進度に留意し、各々のねらいに応じた課題を生徒が主体的に設定できるよう、実習環境の調整や実習指導者との共通理解に努めるとともに、課題の解決策を探究する一連の過程についても生徒の主体的な学習を支援し、課題解決力を高めるようにすることが大切である。また、課題の解決に当たっては、目標(2)にある視点に沿って、生徒が取集した情報を関連付け、分析し、必要な援助を考察して具体的に計画・実施し、実施後の振り返りから、援助の改善に結びつける学習を行えるよう支援することが重要である。

イ 看護科に属する各科目と関連付けるとともに、事前及び事後の指導を適切に行うこと。また、感染や医療事故などの防止及び守秘義務や個人情報保護に関する指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。

臨地実習においては、校内での授業との継続性に留意し、学習の難易度が急激に変化することがないよう指導計画を作成して実施するとともに、実習前・中・後の指導においても学習効果を高める指導の工夫を行うことが重要である。また、保健医療福祉施設の特徴を踏まえ、生徒と対象の安全、感染防止、情報保護について実習施設と共通理解の下、看護科に属する各科目の学習と関連付けるとともに具体的な対策を立て、計画的な指導を徹底する必要がある。

ウ 〔指導項目〕の(1)のオ,(2)のアからオまで,(3)のア及びイについては,学科の特 色に応じて,扱わないことができること。

専攻科と合わせて看護師養成を行う学科の場合には、〔指導項目〕の「(2) 領域別看護臨地実習」及び「(3) 統合実践看護臨地実習」を専攻科において扱い、高等学校では扱わないことができる。また、准看護師養成を目的とする学科の場合には、「(3) 統合実践看護臨地実習」を扱わないことができる。なお、資格取得を目的としない学科の場合には、

「(1) 基礎看護臨地実習」の「オ 看護の展開」も扱わないことができる。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

(1) 基礎看護臨地実習

- ア 保健医療福祉施設の機能と看護の役割
- イ 対象の理解
- ウ 看護におけるコミュニケーション
- エ 日常生活の援助
- オ 看護の展開

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)については、看護を行う多様な施設の機能と看護の役割、患者・ 入所者などの総合的な把握及び看護におけるコミュニケーションの重要性、対象者の 状態に応じた日常生活の援助を扱うこと。

(1) 基礎看護臨地実習

ここでは、看護活動に共通する基礎的な知識と技術とともに、看護の見方・考え方を 実践的・体験的な学習活動を通して身に付け、適切に活用できるようにすること及び看 護観や倫理観を醸成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 臨地における看護実践の基礎について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 臨地における看護実践の基礎に関する課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ 創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 臨地における看護実践の基礎について自ら学び、よりよい看護を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 保健医療福祉施設の機能と看護の役割

地域社会における多様な保健医療福祉施設を取り上げ、その特徴、機能、施設・設備及び患者・入所者などの生活環境や生活状況、多様な専門職との連携・協働と看護が果たしている役割などについて、実践的・体験的学習を通して理解を深めるとともに、これらの施設と専門職の活動が地域の人々の健康を支えている現状についても取り上げる。

イ 対象の理解

対象の理解については、疾病・障害や治療方法だけではなく、それらによる身体的・精神的・社会的な影響を捉え、統合的に把握することとその重要性について扱う。また、対象を全人的に理解するためには、主観的な訴えや思いの傾聴、客観的な全身状態の観察、診療録や看護記録、家族や他の専門職からの情報など、多角的な情報を収集し、分析・評価する必要があることを実践的・体験的な学習を通して扱う。

ウ 看護におけるコミュニケーション

看護におけるコミュニケーションは、その対象となる人と信頼関係を構築すること

が基盤となること, 言語に限らず多様なコミュニケーション手段を最大限に活用し, 円滑にコミュニケーションをとることが重要であることから, 臨地において看護者の 関わりを見学するとともに, 実際にコミュニケーションを図る実践的・体験的学習活動を取り入れる。

エ 日常生活の援助

「イ 対象の理解」に関する学習を基礎とし、疾病や治療などによる飲食や行動の制限などを把握した上で、対象の基本的欲求の充足状況や日常生活行動の自立の程度を踏まえ、多様な価値観やライフスタイルに応じた援助の選択と実施について実践的・体験的な学習活動を取り入れる。併せて、日常生活や援助時の安全・安楽に関する具体的な注意事項、対象の自立や生活の質の向上を目指す援助の具体的な工夫についても実践的・体験的学習を取り入れる。

オ 看護の展開

対象に応じた看護の実際について、看護上の問題を把握するため、「イ 対象の理解」及び「エ 日常生活の援助」の学習活動と併せて、対象を科学的な視点で観察し、収集した情報を総合的に分析して看護の必要性を判断し、解決すべき看護上の問題点を明確化し、対策を検討して援助計画を立案し、実施し、その結果を評価するという一連の過程について実践的・体験的学習を取り入れる。また、療養の場が移行する場合の看護の継続とその方法についても扱う。実際の患者情報を扱うため、守秘義務を徹底する実習記録の扱いや保存方法についても取り入れる。

[指導項目]

- (2) 領域別看護臨地実習
 - ア 成人看護臨地実習
 - イ 老年看護臨地実習
 - ウ 小児看護臨地実習
 - 工 母性看護臨地実習
 - 才 精神看護臨地実習

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目]の(2)については,各領域の看護の体験を通して看護の理論と実践とを 結び付け,各領域の看護の特質と対象の個別性について扱うこと。

(2) 領域別看護臨地実習

ここでは、看護の各科目で学習した領域別の看護について、領域の特質に応じた知識と技術の統合を図るとともに、看護の見方・考え方を実践的・体験的な学習活動を通して身に付け、適切に活用できるようにすること及び看護観や倫理観を醸成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、

〔指導項目〕を指導する。

- ① 各領域における看護実践と理論を結び付けて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 各領域における看護実践について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 各領域における看護実践について自ら学び、人々の健康を保持増進するために主体 的かつ協働的に取り組むこと。

ア 成人看護臨地実習

成人期の身体的・精神的・社会的特徴及び健康障害に伴う急性期、慢性期、終末期などの病期別看護とリハビリテーション看護、がん看護の目的や特質を扱う。対象の個別性に応じた診療に伴う援助と日常生活の援助の実践的・体験的な学習活動を通して、対象の多様な生活習慣と機能障害との関連、疾病の治療と社会生活の両立、精神的な支援の重要性などについて取り上げる。

イ 老年看護臨地実習

加齢に伴う身体的・精神的・社会的特徴及び高齢者の個別性に応じた日常生活の援助と診療に伴う援助の実践的・体験的学習活動を通して、高齢者の生活行動と健康との関連、精神機能や身体機能に応じた生活の支援、人権擁護の重要性などについて取り上げる。なお、高齢者に対する多職種連携及び看護の役割についての理解を深めるため、病院の他、老人福祉施設や老人保健施設などの多様な施設での実習を取り入れる。

ウ 小児看護臨地実習

小児の成長・発達の特徴及び各発達段階における健康課題を扱うとともに,自立に向けた日常生活の援助,健康障害に伴う診療の援助の実践的・体験的学習活動を通して,小児の発達段階に応じた分りやすい説明の工夫,小児の主体的な治療参加の支援,疾病・治療の影響を最小限に抑えて成長・発達を促す援助などについても取り入れる。なお,小児の成長・発達の過程についての理解を深めるため,病院やクリニックの他,保育所・幼稚園,特別支援学校などの多様な施設での実習を取り入れる。

工 母性看護臨地実習

母性の健康と発達の特徴及び周産期の看護を扱う。妊娠期、分娩期、産褥期の生理的な変化が周産期にある人と家族の精神的側面、社会的側面に及ぼす影響についても取り上げる。また、新生児の授乳、おむつ交換、沐浴、感染予防などの実践的・体験的学習活動を通して、生命の尊さ、育児支援、母性・父性の発達など、母性の個別性に応じた周産期の看護について理解を深める。なお、母性の健康や発達の特徴についての理解を深めるため、病院や助産所の他、母子保健センター、子育て支援センターなどの多様な施設での実習を取り入れる。

才 精神看護臨地実習

精神症状を現している人の診療に伴う援助,日常生活及び社会生活の自立に向けた援助及び家族の支援について実践的・体験的学習活動を通して,精神症状の特徴,人

権擁護、治療的な対人関係などについて扱う。なお、精神保健、精神医療、社会福祉の連携についての理解を深めるため、病院の他、精神保健関連施設、精神障害者社会復帰施設、精神障害者福祉関連施設などの多様な施設での実習を取り入れる。

[指導項目]

- (3) 統合実践看護臨地実習
 - ア 在宅看護臨地実習
 - イ 看護の統合と実践

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目]の(3)については、看護科に属する各科目の知識と技術の統合化を図れるよう、臨床での実務に即した実習を行うこと。アについては、多職種と連携・協働し、地域や生活の場で行う看護活動を扱うこと。イについては、スタッフ業務や管理業務、夜間業務の一部を含むなどの総合的な実習を行うこと。

(3) 統合実践看護臨地実習

ここでは、領域別に学習した看護実践における全ての知識と技術の統合を図るとともに、看護の見方・考え方についても実践的・体験的な学習活動を通して専門性を深め、適切に活用できるようにすること及び看護観や倫理観の深化もそのねらいとしている。このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 臨地における統合的な看護実践について体験を通して体系的・系統的に理解すると ともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 臨地における統合的な看護実践について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 臨地における統合的な看護実践について自ら学び、人々の健康を保持増進するため に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 在宅看護臨地実習

基礎看護臨地実習や領域別看護臨地実習での実践を踏まえ、在宅で医療的処置等を続けながら生活している人々とその家族等の看護を扱う。在宅療養の特徴を踏まえたリスクマネジメント、意思決定の支援、セルフケアの支援、療養者の人権擁護、療養者及び家族等の健康管理、関連する制度の活用、生活の質の向上などについて、多職種との連携・協働を含む実践的・体験的学習活動を取り入れる。なお、地域における包括的な保健医療福祉活動についての理解を深めるため、訪問看護ステーションや地域保健センターなどの多様な施設での実習を取り入れる。

イ 看護の統合と実践

基礎看護臨地実習や領域別看護臨地実習での実践を踏まえ、さらに臨地における実務に即した看護活動を扱う。通常のスタッフ業務や管理業務、夜間業務の一部などの

実践的・体験的学習活動を通して、複数の受け持ち患者の看護や多重課題における優 先順位の判断や対応、多職種との連携・協働と看護の役割、看護管理、医療安全など を扱う。

第13節 看護情報

この科目は、看護実践に必要な情報と情報技術を理解して適切に活用し、看護における 課題の解決を効果的に行う資質・能力を育成するものであり、看護科に属する各科目と関 連付けて学習することが重要である。今回の改訂では、社会の変化への対応として、看護 における情報の活用と管理、看護における課題解決を位置付けるとともに、学習内容を整 理するなどの改善を図った。

第1 目標

1 目標

看護の見方・考え方を働かせ、看護情報に関する実践的・体験的な学習活動を行う ことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指 す。

- (1) 看護情報について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 看護情報に関する基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 看護情報について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の健康に関する課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、情報社会の進展に応じた情報と情報技術に関する知識と技術を習得し、 看護の実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)は、看護の実践に必要な保健医療福祉に関わる情報と個人情報及び、それらを実際の看護で活用するための知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)は、看護の実践に必要な多職種で共有する情報と情報活用に関する課題について、関連する法・制度、情報セキュリティ、職業倫理を踏まえて解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、人々の健康に関する課題の解決に当たっては、情報と情報技術の適切な活用を目指し、情報の管理や取扱いに責任をもち、主体的かつ協働的に看護の実践に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)情報社会の倫理と責任、(2)看護における情報の活用と管理、(3)看護における課題解決の三つの指導項目で、 $2\sim4$ 単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 多様な題材やデータを取り上げ、情報技術の進展に応じた演習などを通して、生徒 が情報及び情報ネットワークを適切に活用できるよう、情報の信頼性を判断する能力 及び情報モラルを育成すること。

この科目の指導に当たっては、情報社会における倫理と個人の責任に基づき、保健医療福祉分野の情報を適切に取り扱う(情報収集・分析・管理など)とともに、看護科に属する各科目の学習と関連付けて課題解決を図る学習を通して、看護臨地実習においても実際の情報を責任をもって取り扱う能力を育てるように指導することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 情報社会の倫理と責任
 - ア 情報社会の特徴
 - イ 情報社会の倫理
 - ウ 情報を扱う個人の責任

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)については、個人のプライバシーや著作権を含む知的財産の保護、個人における情報の管理や発信に関する責任について、法令と関連付けて扱うこと。

(1) 情報社会の倫理と責任

ここでは、情報社会の進展に応じた情報と情報技術の理解を基に、個人情報や著作権などの取扱いについて関係法規を遵守するとともに望ましい倫理観を身に付け、日常生活において情報と情報技術を適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 情報社会の特徴と個人の責任について理解すること。
- ② 情報社会の特徴と個人の責任に関する課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 情報社会の倫理と個人の責任について自ら学び、適切な情報の取扱いに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報社会の特徴

変化を続ける情報社会の現状と課題について扱う。日常生活における情報通信ネッ

トワーク等の活用方法とともに、個人情報の漏えいや著作権の侵害などの事例を取り上げ、考察する学習活動を取り入れる。

イ 情報社会の倫理

情報社会で求められる倫理観や関連する法・制度を扱う。情報通信ネットワークによる多様なコミュニケーション手段の特徴を踏まえて適切に活用することや、個人と世界が直接とつながる情報社会における倫理観の醸成の重要性について、身近な事例を取り上げ、考察する学習を取り入れる。

ウ 情報を扱う個人の責任

個人による不適切な情報発信や情報管理の影響が拡大し、情報を扱う個人に大きな 責任が生じている現状を扱う。情報の発信や漏えいなどによって、他の人を傷つけた り、経済的な損失を与えたりした場合は、刑事罰や民事罰及び賠償の対象ともなるこ とを関係法規とともに扱う。

[指導項目]

- (2) 看護における情報の活用と管理
 - ア 保健医療福祉分野の情報
 - イ 情報システムの特徴
 - ウ 情報の活用
 - エ 情報の管理

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目]の(2)については、保健医療福祉関係者で共有する情報通信ネットワークの特徴と活用について、地域の実例などを取り上げて扱うこと。また、業務における情報セキュリティの重要性について法令と関連付けて扱うこと。

(2) 看護における情報の活用と管理

ここでは、保健医療福祉分野では様々な個人情報を扱うとともに、多職種との情報共 有が重要であることを踏まえ、情報の活用と管理について関係法規を遵守し、倫理観を 踏まえて適切に行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 看護における情報の活用と管理について理解するとともに、関連する技術を身に 付けること。
- ② 看護における情報の活用と管理に関する課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的 かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 看護における情報の活用と管理について自ら学び、看護における課題解決に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 保健医療福祉分野の情報

保健医療福祉分野における情報の特徴として、看護の対象の様々な個人情報を連携・協働する多職種と共有する現状について扱うとともに、看護の質の向上に資する統計資料や研究データ、論文などを扱う。

イ 情報システムの特徴

保健医療福祉分野における情報システムとして、個人情報をはじめ、様々な情報を 多職種と共有し、健康支援に適切かつ効果的に活用している現状について、臨地実習 などの事例を取り上げて扱う。また、療養の場の多様性に応じたシステムの特徴、業 務における情報セキュリティと関係法規についても取り上げる。

ウ 情報の活用

看護における健康問題の発見から解決の過程において、多職種が発信する情報を互いに適切かつ効果的に活用することによって、問題解決の円滑化に繋がることを取り上げる。また、看護の対象への情報提供の現状についても取り上げる。

エ 情報の管理

看護業務として個人情報を扱う場合は、保健師助産師看護師法第42条の2に基づく守秘義務及び個人情報保護法を遵守しなければならないこと及び、使用する情報システムは現状に応じたセキュリティ対策を講じなければならないことを取り上げる。

[指導項目]

- (3) 看護における課題解決
 - ア 課題に応じた情報収集
 - イ 情報分析と解決方法
 - ウ 情報の発信方法

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目]の(3)については、生徒が主体的に課題を設定して、情報を集め分析し、 課題の解決に向けてモデル化、シミュレーション、プログラミングなどを行い、情報 デザインなどを踏まえた発信方法を考え、協議する演習などを行うこと。

(3) 看護における課題解決

ここでは、看護に関わる課題の発見から解決の過程において、進展する情報及び情報 技術を適切かつ効果的に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目] を指導する。

- ① 看護における課題の発見から解決の過程について理解するとともに、関連する技術 を身に付けること。
- ② 看護における基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえ情報及び情報技術を適切かつ 効果的に活用して解決策を見いだすこと。
- ③ 看護における課題の発見から解決の過程について自ら学び、情報及び情報技術の適

切かつ効果的な活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 課題に応じた情報収集

看護における課題に応じた情報収集の視点(信頼性,標準性,公平性,国際性など) と収集の方法(文献検索,統計資料など)を扱う。

イ 情報分析と解決方法

看護における課題に応じた情報の分析と解決方法として,統計処理の手法やモデル 化,シミュレーションなどを取り上げる。また,必要に応じて思考過程をアルゴリズ ムで整理する学習活動を行う。

ウ 情報の発信方法

看護における課題に応じた情報の発信方法として,対象や内容に応じた情報デザインやプレゼンテーションを考察し,互いに発表するなどの学習活動を取り入れる。

第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い 第1節 指導計画の作成に当たっての配慮事項

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、看護の見方・考え方を働かせ、健康に関する事象を、当事者の考えや状況、疾患や障害とその治療などが生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切にかつ効果的な看護と関連付ける実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は、看護科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、看護科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技術」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり,特に「深い学び」の視点に関して,各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を,習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて,より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

看護科においては、看護の本質に根ざして「看護の見方・考え方」を働かせ、情報収集・ 分析、問題の明確化、援助方法の立案、実施、結果の評価について科学的根拠をもとに探 究する学習活動を通して、全体を振り返り「主体的・対話的で深い学び」の実現をはかる ようにすることが重要である。

「主体的な学び」は、健康に関する事象について、当事者の考えや状況、疾病や障害とその治療等が生活に与える影響に着目して問題を見いだし、当事者による自己管理を目指した課題を設定するとともに、個別性に応じた援助計画を立案する学習になっているか、援助の結果を分析・評価して援助計画の妥当性を検討したり、全体を振り返って改善策を考えたりしているか、これらの過程で習得した思考力、判断力、表現力等を次の課題の発見や解決に活かしているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えられる。

「対話的な学び」については、例えば課題の設定や援助方法の立案、実施、評価を考察する場面などでは、あらかじめ個人で考え、その後、科学的な根拠や優先順位、倫理原則、多様な価値観を伴う当事者の意思決定支援などについて協議を行い、互いの意見から気づきを得て、計画をより適切なものに修正する学習となっているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えらえる。

「深い学び」については、例えば、「看護の見方・考え方」を働かせながら探究の過程を通して学ぶことにより、看護で育成を目指す資質・能力を獲得するようになっているか、各科目の知識と技術を関連付け、看護観や看護実践力を形成することに向かっているか、さらに、獲得した資質・能力に基づいた「看護の見方・考え方」を、次の学習における課題の発見や解決の場面で働かせているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えられる。

以上のような授業改善の視点を踏まえ、看護科で育成を目指す資質・能力及びその評価の観点との関係も十分に考慮し、指導計画等を作成することが必要である。

2 原則履修科目

(2) 看護に関する各学科においては、「基礎看護」及び「看護臨地実習」を原則としてすべての生徒に履修させること。

高等学校における看護教育のねらいに変更はないため、従前と同様「基礎看護」,「看護 臨地実習」の2科目を看護に関する学科における原則履修科目に位置付けている。

「基礎看護」は、看護の本質を理解し、看護の基盤となる資質・能力を育成する科目であるため、低学年から履修させて生徒の看護観、職業観を育み、専門教科の主体的な学習の動機づけにもなるものである。また、「看護臨地実習」は、看護の各科目で修得した資質・能力を臨地で活用することにより、基礎的な看護実践力を身に付けるとともに、看護科に属する全ての科目を関連付け、統合化を図るものであるため、主としては高学年で履修させる科目である。

なお、「看護臨地実習」については、職業資格取得との関連から、10~21 単位履修されることを想定して内容を構成しているが、原則履修科目の趣旨に照らし、「指導項目」の

「(1)基礎看護臨地実習」の「オ 看護の展開」,「(2)領域別看護臨地実習」,「(3)統合実践看護臨地実習」については、学科の特色や生徒の進路希望等に応じて、扱わないことができる。

3 実験・実習に配当する授業時数の確保

(3) 看護に関する各学科においては、原則として看護科に属する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。

高等学校における職業教育においては、実験・実習等の学習を重視しており、高等学校 学習指導要領総則において、職業教育を主とする専門学科の教育課程の編成における配慮 すべき事項の一つして、職業に関する各教科・科目については、実験・実習に配当する授 業時数を十分確保することとしている。

看護の学習指導においては、療養の場の多様化、多職種連携、地域や社会のグローバル化等に対応した専門性の高い看護実践能力をもつ人材の育成を目指して、課題探究能力や問題解決能力の育成を重視した実験・実習を充実することが必要である。そのため、看護に関する学科においては従前に続き、看護に関する科目の配当時間の合計の 10 分の5以上を実験・実習に充てることとしているが、時数の確保とともに内容の一層の充実に努めることが大切である。

4 地域や産業界等との連携・交流

(4) 地域や保健医療福祉機関、産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

看護に関する学科においては、従前より、「看護臨地実習」において、看護科に属する各科目において修得した資質・能力を活用することにより、看護の理論と実践を結び付け、臨地における看護実践力を育成してきた。今回の改訂では、療養の場の多様化に応じて、基礎看護臨地実習から多様な施設及び多様な対象での学習活動の充実を図ることとした。また、入院期間の短縮、在宅医療の拡大に応じたリスクマネジメント及び多職種連携を含む専門性の高い看護実践能力、地域や社会のグローバル化に対応する知識と技術について、各専門職の社会人講師を活用した授業などにより、指導の充実を図ることが必要であり、地域や保健・医療・福祉機関、産業界等の連携・交流を一層充実させることが大切である。

5 障害のある生徒などへの指導

(5) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う際に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、

児童生徒の自立と社会参加を一層推進していくためには,通常の学級,通級による指導,小・中学校における特別支援学級,特別支援学校において,児童生徒の十分な学びを確保し,一人一人の児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

高等学校の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある生徒などの指導に当たっては、個々の生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

その際,看護科の目標や内容の趣旨,学習活動のねらいを踏まえ,学習内容の変更や 学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに,生徒の学習負担や心理 面にも配慮する必要がある。

例えば、看護科における配慮として、次のようなものが考えらえる。実習や演習を行う活動において、状況設定や実施方法を理解することが困難である場合は、見通しがもてるよう、実習や演習の手順等を具体的に明示したり、扱いやすい器具を用いたりするなどの配慮をする。また、温湯を用いる清拭や注射の準備などの危険を伴う学習活動においては、教師が確実に様子を把握できるよう配慮する。

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

第2節 内容の取扱いに当たっての配慮事項

1 言語活動の充実

(1) 看護に関する課題について、疾患、治療、生活状況などを把握するとともに当事者 の思いを傾聴するなど、多面的な情報を集めて分析し、解決策の考察や協議を経て当 事者への支援を行い、その結果を踏まえた振り返りを重視する学習活動を行うこと。 また、これらの活動を通して、言語活動の充実を図ること。

前回の改訂に続き、今回の改訂においても言語は生徒の学習活動を支える重要な役割を 果たすものであり、言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤とな るものと位置付けられている。看護の学習指導においても、看護の各科目における言語活 動との関わりの中で効果的に指導を図っていくことが必要である。

2 コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用

(2) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

看護の学習指導においては、コンピュータや情報通信ネットワークを活用し、知識や技術の定着を図るとともに、各種のデータの分析を通して、課題探究能力や問題解決能力の育成を図ることが重要である。また、「看護情報」をはじめ看護の各科目の指導においては、情報化の進展に応じて学習方法を工夫・改善していくことが重要である。

第3節 実験・実習の実施に当たっての配慮事項

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

看護に関する学科において実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・説明や薬品等の安全管理、学習環境の整備、事故防止の指導とその徹底及び安全と衛生について、それぞれ具体的に検討し、対策を講じておく必要がある。また、日常的に事故防止に対する生徒の自覚を高め、安全と衛生に留意する態度が身につくよう指導することが重要である。さらに、臨地実習においては、保健医療福祉現場で体験学習活動を行うことから、臨地実習における事故や感染、災害等について具体的な指導基準や安全管理、危機管理体制等について検討し、対策を講じておく必要がある。

また,臨地実習においては,患者等の対象に対する医療過誤や生徒が感染するなどの医療事故を防止するため,次の観点から実習の指導基準や安全管理の具体的計画を検討するとともに,万一の事故や災害の際の危機管理体制についても整備しておくことが必要である。

- ・ 臨地実習における患者と生徒の安全に関すること。
- ・ 細菌やウイルスの感染予防及び放射線被曝防止に関すること。
- ・ 薬品,火気,機器・器具などの安全な取扱いに関すること。

第4節 総則に関する事項

1 道徳教育との関連(総則 第1款の2の(2)の2段目)

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目(以下「各教科・科目」という。)、総合的な探究の時間及び特別活動(以下「各教科・科目等」という。)のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

高等学校における道徳教育については、各教科・科目等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探究し、豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うことが求められている。

このため、各教科・科目においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述がある。 看護科においては、従前より、生命の尊重、人権の擁護を基盤とする望ましい看護観及び倫理観の育成を重視しており、今回の改訂においては、看護科の目標に「看護に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。」を掲げている。看護における解決策の探究には、常に人間としての在り方生き方に関わる考察が含まれるため、道徳教育との関連を踏まえた指導を行うことが求めら

各学校においては、道徳教育の充実が今回の改訂においても重視されていることを踏まえ、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師の連携協力のもと、年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じて人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める必要がある。

2 専門教科・科目の標準単位数 (総則第2款3(1)ウ)

れる。

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科(専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。)において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

専門教科・科目については、従前から、地域の実態や学科の特色等に応じるため、その標準単位数の決定を設置者に委ねており、今回の改訂においても同様の扱いとしている。したがって、これらの各教科・科目について、設置者がその標準単位数を定め、その標準単位数を標準として各学校が具体的な単位数を定めることになる。各設置者においては、当該地域の実態や管内の学校の実態等に留意し、適切な標準単位数を定めることが必要である。

看護科に属する科目について、設置者は、地域の実態や設置する学科の特色等に応じて、本解説第2章を参考にして標準単位数を定めることになる。各学校においては、設置者の定める標準単位数を踏まえ、学科の特色は生徒の実態などに応じて、適切に科目を選定し、履修単位数を定めることが必要である。

3 学校設定科目(総則第2款3(1)エ)

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、イ及びウの表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目(以下「学校設定科目」という。)を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等は各学校において定めるものとされているが、その際には、「その科目の属する教科の目標に基づき」という要件が示されていること、及び科目の内容の構成については関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要がある。

看護科に属する科目については、通常履修される教育内容などを想定して、13 科目が示されている。しかしながら、看護の新しい分野の教育を積極的に展開する必要がある場合など、「学校設定科目」を設けることにより、特色ある教育課程を編成することができる。

4 専門学科における各教科・科目の履修(総則第2款3(2)イ)

(1) 専門教科・科目の最低必修単位数

(7) 専門学科においては、専門教科・科目((1)のウの表に掲げる各教科・科目、同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。) について、全ての生徒に履修させる単位数は、25 単位を下らないこと。ただし、商業に関する学科においては、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができること。また、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。

専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数は、従前と同様に 25 単位以上とし、生徒の多様な実態に応じた弾力的な教育課程の編成を可能にしている。なお、25 単位を下らないこととしているので、専門教育の深化のため、あるいは職業資格の取得要件等を考慮して教育課程を編成する場合は、当然、最低必修単位数の 25 単位を超えて履修することができるよう配慮する必要がある。

学習指導要領では、従前と同様に、専門教科・科目について、第1章総則第2款3(1) ウの表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する 学校設定教科に関する科目であることを明確にしている。すなわち、学習指導要領に示 されている専門教科・科目及びその教科に属する学校設定科目はもとより、専門教育の 一環として設けられる学校設定教科及び当該教科に関する科目についても、専門教科・ 科目に含まれることとなる。

専門教科・科目以外の教科・科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置については、従前と同様、専門教科・科目の履修単位数を確保する観点から特例として規定している。

看護に関する学科においては、各学科の目標を達成する上で専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できるものについては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができる。

(2) 専門教科・科目による必履修教科・科目の代替

(イ) 専門教科・科目の履修によって、アの必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。

専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

これは、各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするものであり、必履修教科・科目の単位数の一部を減じ、その分の単位数について専門教科・科目の履修で代替させる場合と、必履修教科・科目の単位数の全部について専門教科・科目の履修で代替させる場合とがある。

実施に当たっては、専門教科・科目と必履修教科・科目相互の目標や内容について、 あるいは代替の範囲などについて十分な検討を行うことが必要である。この調整が適切 に行われることにより、より効果的で弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。

看護に関する学科では、例えば、「基礎看護」、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復の促進」、「健康支援と社会保障制度」、「小児看護」、「母性看護」の履修により「保健」や「家庭総合」等の履修と同様の成果が期待できる場合は代替することができる。また、同様に「看護情報」の履修により「情報 I 」の履修に代替することなども可能である。なお、全部代替する場合、「看護情報」の履修単位数は、2単位以上必要である。

なお,これらの例示についても,機械的に代替が認められるものではない。代替する場合には,各学校には説明責任が求められる。

(3) 職業学科における総合的な探究の時間の特例

(ウ) 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」 又は福祉の「介護総合演習」(以下「課題研究等」という。) の履修と同様の成果が期 待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができること。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること。

看護に関する学科においては、「看護臨地実習」が原則履修科目とされている。

この科目は、臨地における実習を通して、看護の各科目で習得した知識と技術の深化及び統合を図るとともに、生徒が自ら課題を設定し、問題解決の能力や主体的な学習態度を育てることを目標としており、総合的な探究の時間がねらいとしているものと軸を一にしているといえる。そのため、総合的な探究の時間の履修をもって、「看護臨地実習」の履修の一部又は全部に替えることができるとともに、「看護臨地実習」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとしている。

なお、相互の代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、例えば、「看護臨地実習」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替する場合には、「看護臨地実習」を履修した成果が総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果を期待できるような場合であり、自動的に代替が認められるものでない。

5 職業教育を主とする専門学科における配慮事項(総則第2款3(7)ウ)

- (1) 実験・実習に配当する授業時数の確保
 - (ア) 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に配当する授業時数を十分確保 するようにすること。
 - (ア)は、職業に関する各教科・科目における実験・実習の重視について示したものである。

職業教育は、各教科・科目の履修を通して一般的教養を身に付けることにとどまらず、 実験・実習という実際的・体験的な学習を一層重視し、実践力を体得することに特色が あると言える。

実験・実習には、体験を通して知識の習得に役立て、技能を習熟させるという側面がある。看護に関する学科においても、これまでの実験・実習では、基礎的・基本的事項の習得という立場から、このねらいを一貫して重視してきた。

また、看護の各科目における実験・実習では、専門的な知識と技術の定着を図り、理解を深めるとともに、臨地における「看護臨地実習」での学びを充実させ、実際の健康問題の解決力を高めたり、コミュニケーション能力を高めたりという、看護実践力の育成(向上)を図ることが重要である。そのため、理論の実践をむすびつけ、対象に応じた看護を主体的・対話的で深く考察できるよう実験・実習の工夫が必要である。

実験・実習の授業時数の確保に当たっては、いわゆる座学と実験・実習との調和と関連性、基礎的・基本的事項と発展的・応用的事項との関連、特に新技術等新たな内容の習得について配慮する必要がある。

(2) 生徒の実態に応じた配慮

(イ) 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

(イ)に示されている、生徒の各教科・科目の履修を容易にするための配慮事項は、従前と同じであり、①各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択すること、②その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱うこと、③主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすことが示されている。①は職業に関する各教科・科目の選択、②は職業に関する各教科・科目の内容の取扱い、③は指導方法の工夫についての配慮事項である。

今回の改訂では、職業に関する教科においては科目構成の見直しを図っているが、これらの科目を網羅的に履修させるのではなく、生徒の実態等に応じて適切に選択して履修させることが大切である。特に1~2単位程度の科目を多く履修させることは避けなければならない。また、内容や教材については一層精選し、十分時間をかけて理解させるようにしなければならない。さらに、生徒の理解、習得を容易にするため、いわゆる座学による説明にとどめず、できるだけ実験・実習を通して体験的に学ばせる機会を多くすることに努める必要がある。

6 職業に関する各教科・科目についての配慮事項(総則第2款3(7)エ)

(1) 就業体験活動による実習の代替

(ア) 職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画し、評価されるものであることを要すること。

就業体験活動を推進する観点から、特に、職業に関する各教科・科目については、現場実習を含め就業体験活動を積極的に取り入れることとし、就業体験活動をもって実習に替えることができることを示したものである。なお、この場合の就業体験活動は、関係する科目の指導計画に適切に位置付けて行う必要がある。

従来から行われている看護科に属する科目における就業体験活動(「看護臨地実習」)は、生徒が臨地における看護実践を段階的に行うことによる学習意欲の継続と向上、看護観、職業観及び倫理観の醸成とともに看護実践力を身に付けるなどその教育上の意義が大きい。そのため、実習における指導では生徒一人一人の学びを充実するための配慮が重要である。

(2) 定時制及び通信制の課程における実務等による職業に関する各教科・科目の履修の一 部代替

(ウ) 定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業(家事を含む。)に従事している場合

で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること。

定時制及び通信制の課程においては、生徒の看護に関する実務経験を科目の履修の一 部に替えることができる。

ただし、その科目の一部を履修したと同様の成果があると認められるときに限られる。